北海道議會時報

第二卷第五號

昭和二十五年五月

目次

◎第一回定例道議會……一
△提出案件
△議事の經過
△決議案
△各派交渉會
◎常任委員會……一八
△總務△衞生△水産△商工△林務△開拓及び農地△勞働及び建築△懲罰
◎會合……一九
△全國都道府縣議會議長會
雜錄……二二
△參議院に於ける電力特別委員會公聽會
△議員の動靜
◎資料……二五
△地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法
△昭和二十四年度道稅徵收狀況調
△昭和二十五年度豫算現計調
◎附錄……三一
△請願
△陳情
△新購入圖書紹介

北海道議会時報第2巻第5号（昭和25年第1回定例道議会）

第一回定例道議會

昭和二十五年初の、第一回定例道議會は二月二十五日に開會せられ、その主要議題である新年度豫算をはじめその他重要議案についての審議が行はれたのであるが、議案調査のため三月五日まで休會、六日より各黨の代表質問にはいり特に電源開發、社會政策、失業對策、農、漁、山林振興對策、中小企業の金融對策、教育政策、道の行政機構の批判等の諸問題をめぐり、活潑なる質疑應答が交はされ、三月十一日決算委員會三月十三日に豫算委員會がそれぞれ設置せられ愼重なる審議が重ねられ、また派生的に徵罰問題などが惹起し幾多の迂餘曲折を經て會期の延長も遂に六回に及び四十八日間を費いやし、四月十三日未明全部の案件を議了閉會したのである。

なお四月五日再開以降提出せられた案件並びにその經過は次の通りである

▲知事から提出された議案

議案第一二八號　北海道水產物檢査條例設定の件
議案第一二九號　北海道林產物檢査條例設定の件
議案第一三〇號　北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件
議案第一三一號　北海道稅臨時特別條例設定の件
議案第一三二號　昭和二十五年度北海道費歲入歲出追加豫算
議案第一三三號　北海道曹達株式會社に對する出資の件
議案第一三四號　財產賣拂に關する件
議案第一三五號　北海道原料乳檢査條例設定の件
議案第一三六號　北海道醪農品檢査條例設定の件
議案第一三七號　北海道特殊農林物檢査及び手數料條例の一部を改正する條例設定の件
議案第一三八號　昭和二十五年度北海道費歲入歲出追加豫算
議案第一三九號　豫算外義務負擔の件

▲議員から提出された議案、決議案

議案第一四〇號　北海道議會會期に關する特例規則設定の件
議案第一四一號　北海道議會會期に關する特例規則中改正の件
議案第一四二號　北海道議會會期に關する特例規則中改正の件
決議案第五號　齒舞諸島及び千島列島返還懇請決議
決議案第六號　綱紀肅正に關する決議
決議案第七號　第七回國民體育大會を北海道において開催要望決議
決議案第八號　矯正作業の運營及び利用に關する法律案反對決議
東道肅正に關する決議
さけ、ます處分に關する警告決議
鮭鱒處分に關する警告決議

▲議事の經過

○四月五日午後二時五十分開議、諸般の報告ののち時間を延長し、追加提出議案について知事の說明があり、議案第百二十八號乃至第百三十四號を委員會の審査を省略することを決定、日程に議案第百三十號及び第百三十一號を追加してこれを一括議題に供して原案の通り可決、豫算審査特別委員會が審査繼續中につき、六日は休會することに決定して午後二時五十七分散會

○四月七日午後二時十分開議、諸般の報告ののち豫算審査特別委員會の議案審査の進捗狀況から會期を四月十日まで三日間延長することを決定、高橋(源)さけ、ます處分に關する調査特別委員長より、調査の經過及び調査完了の旨別記の通報告、吉野決算審査特別委員長より報告第一號についての審査經過及びその結果について別記の通報告、知事より追加提出議案について說明、議案第百三十五號乃至第百三十九號を委員會の審査を省略することに決定、八日は休會することに決定して午後二時五十八分散會

○四月十日午前十一時四十五分開議、諸般の報告ののち、豫算審査特別委員會の進捗狀況に鑑み豫め時間を延長して休憩、午後十時十五分再開、諸

般の報告ののち、去る八日後志選出の元道會議員大澤吉三郎氏の逝去に際し弔詞を贈呈したる旨報告、日程に議案第百四十號を追加して議題に供し原案の通り可決、議事進行の都合上明十一日まで一日間會期を延長することに決定、議案第一號乃至第四十四號、第五十號、第六十號、第九十一號第九十三號、第百七號、第百八號、第百十四號及び第百十五號を議題に供し、これら案件を付託した豫算審査特別委員會の審査の經過及び結果について別記の通り岩田委員長(自由)より報告があり、吉田(豊)議員(自由)より岩田委員長に對し競輪場建設費について質疑、これに對する答辨があつて西田議員外二十三名から提出の議案第一號、第十六號、第二十八號、第三十三號、第四十四號及び第九十三號についての修正動議について西田議員(自由)より、趣旨辨明があり、又窪田議員(公正)より豫算審査特別委員長の報告に對する修正動議を提出、その趣旨辯明があつて討論にはいつた、先づ、宮津議員(自由)より西田議員外二十三名提出の修正動議に贊成し、委員長報告に對して反對する旨の討論があり、時間の都合でこの程度で議事を止める旨の宣告があつて午後十一時五十八分散會

○四月十一日午前零時二十三分開議、諸般の報告ののち午前零時三十分一旦休憩、午前二時三十分再開、西田議員(自由)より十日の本會議及び豫算委員會における修正動議の趣旨辯明中誤解を招く點があつたので速記錄を引用してこれを訂正した、次いで議案第一號乃至第四十四號、第五十號第六十號、第九十一號、第九十三號、第百七號、第百八號、第百十四號及び第百十五號一括議題に供し昨日に引續き討論にはいり、糸川議員(公正)より窪田議員の豫算委員長報告に對する修正動議に對し贊成討論をなし、通告の討論が終了したので討論終結を決定、採決にはいり、西田議員外二十三名提出の修正動議、窪田議員提出の委員長報告に對する修正動議、委員長報告の順序により起立の方法を以て採決する旨を宣告、先ず、西田議員外二十三名提出の修正動議に贊成者の起立を求めたるに、起立少數で本修正動議は否決、次に窪田議員提出の豫算委員長報告に對する修正動議に贊成者の起立を求めたるに、起立者少數で本修正動議は否決、次に豫算審査特別委員長報告に贊成者の起立を求めたるに、起立多數で豫算審査特別委員長報告の通り可決し午前二時四十三分休憩、午後二時十分再開、諸般の報告のち、日程に決議案第七號及び第八號を追加し一括議題に供して何れも原案の通り可決、日程の順序を變更し、土木、經濟、林務、衛生常任委員長審査報告の請願及び陳情を一括議題に供し、各常任委員長報告の通り可決議案五十二號乃至第五十七號を一括議題に供し、本案に對する各委員長報告は去る三十一日に行われ、議案第五十二號は修正可決、議案第五十六號は否決、その他は原案可決であるが、議題中新年度開始前に議決に至らなかつたため修正を要する箇所を生じたる議案第五十七號の附則中昭和二十五年四月一日を「公布の日」に修正し他は全議案各委員長の報告の通り可決、太田總務副委員長より議案第九十二號審査の經過及び結果について報告、西川林務委員より議案第百十號審査の經過及び結果について報告、議案第九十二號及び第百十號を各委員長の報告通り可決、議案第百二十八號及び第百二十九號を一括議題に供して原案通り可決、議案第百三十二號、第百三十三號、第百三十四號を一括議題に供し、山内議員(無所屬)より北海道曹達株式會社に對する道の出資について質疑、知事より答辯の後、議案第百三十二號、第百三十三號、第百三十四號を原案通り可決することにつき異議があるので起立の方法による採決を行い、本案について贊成者の起立を求めたるところ起立多數で原案の通り可決、議案百三十五號、第百三十六號及び第百三十七號を一括議題に供し何れも原案の通り可決、時間を延長して午後二時三十分休憩、午後十時五十五分再開、諸般の報告ののち議案第百四十一號を日程に追加して、議題に供し原案の通り可決、會期を十二日まで一日間延長することを決定して午後十一時二分散會

○四月十二日午後二時五十分開議、報告ののち、時間を延長して休憩、午後六時二十五分再開、報告ののち、外地同胞引揚對策特別委員會を閉會中も調査を繼續することに決定、議案第百三十八號及び第百三十九號を一括議題に供し、横山議員(自由)より、工業試驗場として舊人石留萌工場買收について、山内議員(無所屬)より、㈠留萌工場買收について㈡工業

試驗場の施設擴充について、吉田(豊)議員より、㈠留萌工場の買收及びその經常費について ㈡留萌工場の買收案の次回に提案すべき意思ありや否やについて、それぞれ質疑があり、知事、野口副知事、桶谷商工部長及び讃良工務課長より、それぞれ答辯があつて、時田議員(社會)より、議案第百三十八號及び第百三十九號に對する質疑終結の動議を提出、本動議に贊成がありこれを議題に供し、起立の方法による採決の結果、起立多數で質疑終結に決し、議案第百三十八號及び第百三十九號は原案の通り可決することを諮りたるに異議があり、起立による採決を行い、原案贊成者の起立を求めたところ、起立多數で原案の通り可決、さけ、まず處分に關する件を議題に供し、立原議員(自由)より ㈠北水商事に對する拂下代金未回收について、㈡知事便用の精算金について、齋藤(藤)議員(民主)より代金未回收と知事便用分代金の借入關係について、田中(慶)議員(自由)より、賣拂代金未回收と今後の措置について、安達議員(自由)より、北水商事株式會社を告發することについて ㈢未回收金の措置と知事の責任について、吉田(豊)議員(自由)より、未回收金の措置と知事の責任についてそれぞれ質疑、知事及び野口副知事よりそれぞれ答辯、時田議員(社會)より、さけ、まず處分に關する件について質疑終結の動議を提出、本動議に贊成があつてこれを議題に供し、異議があつて起立の方法による採決を行い、贊成者の起立を求めたるに、起立多數で質疑終結のことに決定して午後九時休憩、午後十一時五十分再開報告ののち、日程に議案第百四十二號を追加しこれを議題に供して原案の通り可決會期を四月十三日まで一日間延長することを決定して午後十一時五十二分散會

○四月十三日午前零時五分開議、報告のの、横山議員(自由)より、㈠留萌工場買收豫算編成について ㈡財源として計上した運用金利子について緊急質問があり、野口副知事より答辯の後、さけ、まず處分に關する件を議題に供し、安達議員(自由)より、さけ、まず處分に關する調査特別委員長報告にもとづき知事に對しその責任を追及する旨の警告決議を發することの動議を提出、贊成があつてこれを議題に供し本動議を可決することについて諮りたるに異議があり、起立の方法による採決を行いたるに起立多數で可決、報告第一號を議題に供し委員會の報告の通り附帶條件を附し承認可決することについて諮り異議なくそのことに決定、商工委員會審査報告の陳情第六十一號を議題に供し委員會の報告の通り決定、決議案第六號を議題に供し、宮津議員(自由)より、本案についての趣旨辯明があり、決議案第六號を原案の通り可決することについて諮りたるに異議があり、起立の方法による採決を行いたるに起立少數で否決齋藤(藤)議員(民主)より、吏道肅正に關する決議を發することの動議を提出、贊成があつてこれを議題に供し、本動議を可決することについて諮りたるに異議があり、起立の方法による採決を行いたるに起立多數で可決知事よりさけ、まず處分に關する警告決議、吏道肅正に關する決議を體し今後充分努力をなす旨の發言あり、次いで森川懲罰委員長より佐久間議員懲罰の件について委員會の審査經過及びその結果について報告、本件は委員會報告の通り懲罰に付さないことに議決、次いで西田議員懲罰の件について委員會の審査經過及びその結果について報告、本件を委員會報告の通り決定することについて諮りたるに異議があり、起立の方法による採決を行いたるに起立多數で委員長報告の通り議決、これにもとづき西田議員に對し議長より懲罰の宣告があり、公開の議場における戒告に處し、戒告文を朗讀、以上で案件の全部が議了したので閉會を宣告、午前零時五十五分閉會した。

さけ、まず處分に關する調査特別委員長報告

(前略)

御承知の如く本委員會は一昨秋道當局が道費鹽藏鮭拂下げ計畫に基づく

鮭親魚を北水商事に拂下げ致しました代金の大部分が未收入となつているこゞに因りその事情を調査究明し速やかに適當なる措置を執る必要から設置せられましたもので、これに關しまする調査經過につきましては、先の本議會に於て御報告申し上げた通りであります。

しかして調査の過程におきまする派生的な問題と致しまして特需用の中秘書課が知事贈答用として買受けましたものについては、當時なお調査未了でありましたゝめこれを引續き調査致すことゝして御報告致しておいたのでありますが、本日を以つてこれを終了致しましたので以下その概要について申述べたいと存ずる次第であります。

先ずこの問題は秘書課が知事贈答用と致しまして一昨年十二月中旬、知事の個人的な關係に於て、北水商事と交渉の上道當局から特需用一千尾の枠を貰い受け、現物を受取つて置きながら半年後の昨年七月三日しかも本議會などでこの様に未拂いを廻つての問題が發生した後にこの代金が支拂られていることに本委員會と致しましても、その過程において當事者間に何等かの合意があつたのではないかとの疑惑が持たれたのでありまして從いまして委員會と致しましては、賣却、引渡關係及び代金の支拂關係等についての資料の提出關係人の喚問並びに委員を派してその調査を行うなど徹底的に究明致した次第であります。

これに關しましての田畑元秘書課長及び北水商事關係者の證言は前回の御報告に申上ましたのでこゝには省略致しまして、當時不明確でありました秘書課が特需用一千尾の枠を貰いこの内、八百五十本程度を北水商事の手によつて東京に送りこれを處分したものに對する狀況調査から申上たいと存じます。

實はこれが問題視されるに至りましたのは、北水商事が提示しました償還財源の實地調査にあたつて田中委員が東京事務所に立ちより同所の山本所長に會つた際、話が偶々本件のことに及び山本所長はかなりこの内容を存知しているもゝ様で、この言葉の中に「あの分を荷わけしたのは、この事務所であつたのでよく判つている。數量も相當の量であつた。私が拓計課長として使つたものだけでも百數本であつた。なお北水商事から來たものは全部官廳筋に贈つてある。」ということがあつて委員會としては、これをさきの田畑元秘書課長の證言「なおさき程申し上げなかつたが今回のプライベート分とは別に交際費で買つたものもある」ということから考えて、官廳筋に送つた數量に對する疑問が生じたのであります。

從いまして委員會と致しましては、一昨年十一月から昨年三月頃までに於ける交際費の支出狀況を調査すると共に東京事務所についても數量その他について再調査を行つたのでありますが、この東京事務所に對する調査にあたつては、山本所長は何故か田中委員に對する前言に反しその回答は至極曖昧であつたのであります。これに對しまして委員會と致しましてはやむなく當時上京中であつた坂本委員に對しこの調査を依頼致したのでありますが、これによりまゝ山本所長の言は「私が拓計課長として取扱つた分だけは知つている。知事の分については、當時秘書課の草薙、樋口兩事務官が取扱つてをり從つて書類も兩事務官が持つて歸つている。」とのことであつて矢張り前言を否定したのであります。結局、何等の事實も見出すことはできなかつたのであります。なおこの調査におきまして坂本委員はさきに田畑元秘書課長及び北水商事關係者の證言によつて東京に送つた八百五十本程度のものは、實際にはクレームがついて三百十四本しか受領しておらず、その殘りのものは北水商事新潟出張所の手によつて千葉方面で處分されたことになつている、その殘りのものが意外にも北水商事の手には戻らず當時知事と交わりのあつた磯村某の手によつて適當に處分された。」ということを聞いたのであります。勿論本委員會と致しましては洵に重大であると考えたのでありますが、何分にも問題の磯村某が昨年秋死亡しているためこの眞相は究明することができなかつたのであります。

次にこれまた調査の途上、風説と致しまして「昨年七月三日一應知事個人において北水商事に支拂らわれた十五萬二百餘圓の金は實は知事の手から出たものではない。」と言われていたのでありますが、今回この金が、端無くも當局とは最も關係の深い北海道鮭鱒養殖組合から木村孵化場長の斡

旋により借り受けられたものであることが明らかにされたのであります。
即ち委員會と致しましては、この風説に基づきまして愼重調査を進めておりましたところこの眞實性を把握致しましたので木村孵化場長の出頭を求め、この事情を聽取いたすことに致したのでありますが、木村場長は鄕里に不幸があり歸省致しており委細を委任されておりました同孵化場小林庶務課長から次の證言を受けたのであります。即ち小林庶務課長は「昨年の六月末だつたと思いますが、田畑元秘書課長が參り、さけ、の受渡し數量がはつきりしたから金錢の借り入れについて斡旋してほしいと申入れされ、場長はこれを北海道鮭鱒養殖組合に斡旋して、田畑秘書課長は田畑個人の名義で借用證を入れこれを借り受けたのであり、この返濟についてはつきりとは聞いていないが十二月の初旬に支拂われたということを聞いている。」と證言しこれを認めたのであります。
こゝにおきまして委員會は更に知事の出席を求めましてこの事實についての證言を求めたのでありますが、これに關しましては速記錄により御報告申上げた方がよいと存じますので次にこれを朗讀いたします。
○高橋委員長　再開いたします、田中知事さんに一寸とお伺い致しますが一昨年の暮、あなた個人としての購入せられました北水商事からの例の鮭三十二箇分代金十三萬四千四百六十七圓二十錢運賃が一萬五千七百六十八圓三十錢　計十五萬二百三十五圓五十錢、これが昨年の七月二十日か何日かに一應納金になつてをるのでありますが、六月の下旬に當時秘書課長であつた處の田畑氏が、これが金融方について木村場長の手を經て半田氏の經營する鮭鱒組合より田畑氏の名義でもつて借り入れをなさつたか、どうか、という事實、それからこれが返濟について昨年の十二月これを完納されたということを聞いていますが、この事實の有無――
○田中知事　實はその私から御答辯いたしますが、さけの問題もそうですが、そのほか、いろ〳〵さけ以外の贈答などもやつていますが、一々どういうものにどんな風にということについてはタッチをしていなかつたので御座居ます。それがため非常にこういうことになつているんですが私自身としては、そういう問題については然るべく秘書課長の方に今まで命令し、實はやりくりしてこれ等の措置をやつてをるのですから借りたさけをどうするとか、金額をどうする、とかいうことについては實は關知していないんですが、たゞ問題が起りましたのでいろ〳〵貸借關係でいろ〳〵な措置があるということが判つた譯なんです。何處から借りたということも私は、わからない、たゞ私は借りたものに對して返す措置を早くやらな駄目でないか、ということはいつて然るべきところから金を借りて返せという措置を致したことを記憶してをりますので何處からどうしてどうしたということについては少くともその返濟した迄の分についてはその程度のことしか私には判らないんで御座居ます。どうも私の贈答の分についてのことも知らないということは非常に私自身もいいたくないんですが、事實はそういう點は私いろ〳〵な問題で頭を使つているので、そういう細かいことは秘書課長――今がそうですが細かいことは私のところへ持つて來ていないので、そういう形ちで處理されているので御了解願いたい。
○高橋委員長　只今知事からこのように答えられその通りですがなお各委員から御質問があつたらこの機會に知事の問題で御質問があれば
○井川委員　知事さんこの「あきあじ」はあなたの個人用に使つた「あきあじ」ですね。
○田中知事　そうです。
○井川委員　この金は個人で拂うべきですね。
○田中知事　そうです。
○井川委員　そうすると知事さんは個人の借金をすることを全部田畑君に委せてあつた譯ですね。
○田中知事　實はそうなんです。けれども借りた金を返すことについてはそういうことになつているかということで、返濟についてはこういう風にやれ、ということで然るべき所から金を借りることについても私タッチしておりますので、この返濟をせしめた譯です。

○井川委員　この返済というのは鮭鱒組合から借りた金の返済のことですか或は北水商事に拂う時の金をか

○田中知事　どうも何處からどう借りてどうやりくりしているということを實は細かく突込んでない。一體借りた金はなんほだ、それではこれをこうしようということで返済ということになつておりますから私としては贈答した鮭鱒の代金についてのことであることは勿論諒知しておりますが細かいことの關係については先程申しましたようにタッチしておりませんので

○井川委員　鮭鱒組合から金を借りて北水商事に拂つたということはその後判りましたか。

○田中知事　鮭鱒組合ということは知りません。

○井川委員　今に判りませんか。

○田中知事　そうです。

○井川委員　七月五日に北水商事に拂われたようなら、七月五日北水商事に拂う時田畑君に何とかして拂つてくれといつたんですね。

○田中知事　それが何處でどうするという話まで實はタッチしていないんですつまり秘書課長に一切を委せてある恰好ですね。

○井川委員　秘書課長も役所のことならやりましようが個人の借金のことはそう無茶苦茶にできないと思いますが。

○田中知事　それは金額がウンと大きくなれば別ですがその程度の金額については私のところにいつて來てなかつた譯です。

○井川委員　そうすると鮭鱒の方の代金として北水商事に拂えということはあなたがいわないのに田畑君が氣を利かして六月末頃に金融をして七月五日に拂つたものでいつどうして拂つたものかについては知らなかつたということになる。

○田中知事　がそうで御座居ます。たゞ私としては、この問題が起りましたので借りた金は早く返せばいゝぢやないか、ということであとで申しておるわけです。

○井川委員　それはいつごろですか。

○田中知事　去年の秋おそゝだと思いますね。

○井川委員　そうすると事實をいうと鮭鱒組合から出しているが、鮭鱒組合とは知らなかつたが北水商事に拂つた金を借りてきて早急に拂らわないかんといつておいた——

○田中知事　私は何處からというのではなく。

○井川委員　何處からでなく、何處へ、という意味で。

○田中知事　借りた處へという意味です。實は非常にボンヤリしているので私も嫌だつたんですが事實細かいといえば非常に失禮ですが、こういう議會の問題になつておりましたんで、恐縮なんですが一々その金をどうやつてどうするこうするということまでは細かいことにタッチしていませんでした。

○井川委員　實際は知事さんとしてはタッチしないだろうということも想像するんですがこの委員會ができたのは八月二十二日でこの委員會ができて相當知事さんがどうしたんだろらかとやましい話も出ている時だから事實あの金はどういう風にして拵らえた金ですと親切に田畑君が教えると思うんですが。

○田中知事　委員會ができて問題になりましたが、私それに關してはどうもこの程度のいろんな金のやりくりはやつていることもあると思うんですだからそういうことに對しては一々タッチしていないんだから若し借りたものがあるなら借りたものを早く拂はないといかんしそういう風にして世間に疑惑を持たせないように早く措置しなければならないんでないかとこういうことをいつたことがある譯です。

○井川委員　しかしその金は個人のことで借りた金でそれを早く拂えということはあなたが金をやらな拂えない。

○田中知事　去年の秋、しかるべきところから借りてやることについては關知しています。何處から借りたかということは只今申し上げかねます

○井川委員　それは承はつてもおりません。聞いておりません。そうする

と結局十二月頃拂つた金は田端君が金融したものかどこから金融したかは關知しないのだがこの問題に關しては約二十萬圓のものを注文したとすると、金は拂うべきでその拂うべき金はあなたのガムロから出さなければならない、でないとすれば、何處から融通さして拂うか、個人の借金に秘書を使うのは困ると思う。

○田中知事　鮭鱒だけでなく贈答用關係で個人的贈答も御座居ますのでいろいろある譯です。

○井川委員　個人のものも相當ある？

○田中知事　個人ですか、個人というものはこのほかにまだある譯です。

○井川委員　それでは一昨年の十一月買つた時拂わないかんという氣持はあつた？

○田中知事　勿論そうです。

○井川委員　拂つた事がなかつたんですか、七月五日まで拂つていなかつた。それまで拂つていないということを知つていたかどうか。

○田中知事　本當は知らなかつた。

○井川委員　それではどうも

○田中知事　實は私不敏にして行政面の仕事で頭が一杯でございます。そこで細い問題につきましては秘書課長に一切を委せてやらせて來たんです。そういう關係でこういうようなボンヤリした答辯をすることになつてくるんですが。

○井川委員　いや本當はボンヤリでもいゝが、結局注文して取つたら拂わないかんことはハッキリしているが、自分で拂つたか拂らわないかの認識がなかつたか。

○田中知事　ですから私はそう問題になるまでは非常に無關心であつた。その點は率直にいうと餘り無關心であつたと思います。いろんな細かいことがごちやごちやありますので一々頭を使つていなかつた。

○井川委員　拂つたか、拂わんかということも氣がつかなかつた。ところが田畑君が何處からか金融して七月五日に拂つてあつたのでその金はいつまでも拂らわんではいかんから早く何とかしなければならぬという注意を與えた。そして田畑君が勝手に金を借りて北水商事に拂つてあつたということをあとから聞いて、そのために借りた金ですから、いつまでも拂らはないではいかんではないかといつたが、金を何處からつくつて拂つたかということは聞きもしない——

○田中知事　結局秋になつてからいろいろ議會の問題になつて來ているので細かい金を早く返さないかんということを私がいつた。恐らく田畑課長にしてみれば井川さんのお話のように勝手にやつたというものでない氣持で、總括的な知事の命令、知事という田中個人の命令で依頼したかというか、そういうことに解してそのように扱つているかも知れません確かにこれは問題としては、總括的な考え方で田畑君も申上げていると思います。

○井川委員　「あきあぢ」は買つたから金は拂らわないかんが、田畑君が然るべく拂つてくれると思つたから拂つてあつたかどうかも考えなかつた。

○田中知事　まあそういうことにもなりましようね。

○高橋委員長　あと、どなたか御質問ありませんか——では知事さん御多忙ですからこの位にしていたゞきましようか。

以上の通りで御座居ます。

即ち知事は、金は支拂うべきであつたが秘書課長にすべてを委してあるので、しかるべくやつてあると思つていた。從つて田畑としてはこれを總括的な知事の命令というよりは依頼といつた氣持でこれを處置したものと考えられこのようなことは、またこの外にも澤山ある。私としては問題が起きたので細かい金は早く拂つておけということでしかるべき處から融通してこれを支拂わせたがこの間田畑が何處からどうしてどうした。ということは聞いてもいないので鮭鱒組合からということは今も存知していない。」というのであります。

以上これを檢討致しますに本件は當事者としては北水商事に對する代金

支拂の意志は充分に認められ、この支拂いの方法についても知事は從來の慣例からして何等意識せずしてこれを秘書課長に命じその結果このような疑惑を生ぜしめたものであることも認められるのであります。殊に貸借關係に於ては既に知事個人において昨年十二月決裁されているのではありますが、しかし少くとも水産部及び孵化場があのように騒いでいる未拂狀態の北水商事に對し會計年度を越えてしかもこのような支拂い方をなされたということは、疑いを持つて見られれば相當變なものであつたばかりでなく北水商事をして未拂いの口實を與える結果にもなつたものと認められ、この點委員會と致しましても非常に遺憾に思うと共に知事は充分考えなければならなかつたことを認めるのであります。

或は見方によつては田畑元秘書課長のミスということも考えられるのではありますが根本的に知事は、その證言において認めておられるように公私を混淆してなお憚からぬところに重大なる誤謬があるものと斷ぜずるを得ないのであります。即ち個人のものを買つておき公の秘書課長である田畑氏に「しかるべくせよ」ということは全く道德的には考えられない事柄なのであります。善良なる管理者であるなればよもやこのようなことは致されないと考えるものであります。監督をしていてさえ公職者の綱紀云々がとやかくされている現在の世相を知事は認識されていないのか委せつきりでしかも何も知らない事ということは言語道斷と申さねばなりません。又知事は未收入金の回收についてその後も何等の對策を講ずることなく徒らに北水商事に對し債權の要求のみを重ね今日に至るも一錢の回收も致していないのであります。

これを要するに知事の本件に對して執られました措置は緩慢且つ善良なる管理者たるの注意を欠くものでありかゝる知事の失當なる措置が多端なる道財政及び行政の上に及ぼした影響の重大なるを惟うときその責任に對しては一大警告を發し知事において自からその處置を執るべきであるとの意見もあつてこの點本議會は知事に對し深く反省を促すと共に未收入金の回收についても時日を經過すればする程に回收の至難である事を思いこれに對する火急の對策と措置を講ずべきであることをさきに中間報告に於ける調査意見に加え强く警告すべきであるとの意見の一致を見た次第であります。何分本議會におかれましても本委員會の經過及び結果を御了承下さいましてこの意見を强く警告せられるよう望む次第であります。

以上本委員會におきまする調査經過の概要を御報告申し上げ私の報告を終ります。

決算審査特別委員長報告

（前略）

本委員會は去る三月十一日設置されましたが常任委員會の審議その他の關係もございまして、審議を開始いたしましたのは三月十八日でありまして、爾來四月五日まで十一日間にわたり愼重に審査をいたしたのであります。この間委員各位におかれましては、終始熱心に審査に當られましたその御精勵に對しましては衷心より感謝に堪えない次第でございます。

先ず審査の方法といたしましては、當局より諸決算全般にわたり、その概要を聽取いたし、續いて監査委員より指摘されました事項につきまして各關係參與員並びに事務擔當者の出席を求め、委員各位との間に活潑なる質疑應答が重ねられたのでありますが、更に決算の全般にわたりまして、愼重審査を期するため、二つの分科會を設けすなわち、第一分科會は、普通會計歳入及び特別會計歳入歳出を第二分科會は、普通會計歳出をそれぞれ分擔することゝいたしましてこれに主査を置き、監査委員から指摘されました問題及び決算不用額について關係參與員の出席を求め、主査を中心といたし、各委員との間に微に入り、細に亘る質疑應答が重ねられたのでありますが、更に諸帳簿並びに證憑書類と對照の上、愼重なる調査を遂げまして、その結果を各主査より委員會に報告を願い、更に十分なる檢討をいたした次第であります。

その結果委員會の意見として先ず歳入におきましては、第一に、一般稅收入は二十二年度の調定額に對して八八・一％であるに比し、二十三年度

は八七・三%で前年度に對して〇・八%減の狀況でありまして、遂年徴稅成績の低下が見受けられる點は甚だ遺憾に存する次第でありますので、今後滯納整理に更に一段の努力をいたし財政健全化に十分意を用うべきであります。

次に寄付金中調定未濟額は四千三百十二萬七百六十五圓の多額に達し一方その引當事業は寄付金の未收又はその見透しがないのに拘らず實施したため多額の歳入欠陥を生じておりますことは甚だ遺憾である次第でありまして、寄付金收入は豫算編成に當り特定財源として、その確實性につきましては深甚なる注意を拂うべきであり、未收分については、すみやかに徴收の措置を講ずべきであります。

なお東京事務所における北海道倶樂部の廳舍使用につきましては、早急に賃貸契約をいたすべきであります。

次に物品賣拂代金の未收のうち水産孵化場における鹽藏鮭の賣拂代金未收入は、たとい形式上においては合法的に見えるとしても、落札者である北水商事株式會社は當初から代金支拂いの意思がなく、計畫的詐害行爲を行わんとしたことゝ觀察せざるを得ない事實があり、當務者亦これを感知し得なかつたことは甚だ以つて遺憾とするところでありまして、本件に關しては知事は責任を以つてこれが回收の措置を急速に講ずるよう知事に對し警告をいたす次第であります。

次に學校教育職員退官退職手當分擔金收入は、徴收手續不履行の理由はほゞ了承いたすのでありますけれども、今日まで未收入の狀態にあることは、これまた遺憾でありますので、すみやかにこれが收入を圖るべきであります。

次に歳出におきましては、先ず第一に道職員の不正領得による、いわゆる正當支出にあらざる金額を包含いたしておる點であります。即ち、倶知安保健所における六萬六千八百八十七圓四十錢、函館消防署における六十一萬五千四百六十三圓四十錢、釧路國支廳における十一萬八千七百五十八圓、札幌土木現業所における六萬八百五十圓、出納局における七十六萬三千五百五十圓、計百六十二萬五千五百八圓七十六錢でありまして、かゝる公金横領行爲が續々行われたという事實は、洵に言語同斷と言わざるを得ない次第であり、官紀の紊亂これに過ぐるものはないのでありまして、洵に遺憾な次第であるのであります。

かくの如き金額はすべからく損失補塡等の途を講じまして、以つて一見して不正行爲の明瞭を期すべきであります。

これが原因を探究いたしますに、出納の衝に當る出納局員は總員百七十六名でありまして、これを年齢別に見ますれば、三十歳以上の者三十七名三十歳以下の者百三十九名でありまして三級官以上の者が總員の僅かに三分の一に過ぎず、その他は、雇傭人でありまして、特に年少の者が重要なる事務に當つておる實狀であるから出納事務を擔當せしめにるは、その人選を嚴いたし、萬遺漏なきを期するとゝもに速かに損失、補塡の途を講ずべきであります。

第二に瀧川地區における勤勞者の勞働文化振興施設といたして、瀧川地區勞働會館設立に對し、總經費五百五十萬圓の半額二百二十萬圓を會館竣工前に同期成會長に、補助金として交付しておりますが、本會館設立に際しまして、買收建物の適否並びにこれが、運營に關し、深く考究することなく、補助いたした結果、設立の經過について種々物議を醸し、未だその解決を見ていない狀態にありますことは、豫算の適正なる執行とは言い得ないのであります。なお、本補助金は市町村等の公共團體に補助いたして設立の責任を確保せしむることを至當とするものでありまして、設立の前提である期成會に補助いたしたことは妥當でなく、補助指令條件に違背をなし、一部を目的外である文化劇場として使用せしめておりますことは洵に遺憾でありまして補助指令條件にある維持管理その他諸事項にわたつて違背をなしておる點については、すみやかに措置を講ぜられるよう知事に對し警告をいたす次第であります。なお、監査委員の指摘事項は、この外十數件に上つておるのでありますが、これらはいずれも知事において適切なる措置を講ずべきものであると認めた次第であります。

なお、普通會計歳出の全體について見まするに、見積過大のため十三億二千四百六十六萬二千六百四拾參圓六錢に及ぶ多額なる不用額を生じており、一口五十萬圓以上のもの百七十件に及んでおります。

又多數の費目において流用支出をなしておることも、洵に、遺憾な次第であります。從つて豫算の運用に當りましては、經濟諸原則に則りまして最も効率的、且つ經濟的に便用いたし、苟くも濫費に陷るが如きことは極力これを避けまして、一層愼重を期すべきであります。

次に特別會計における繰上充用については、豫算措置上甚だ不注意でありまして、昭和二十一度以除繰返えし、これを行つておることは甚だ遺憾な次第でありますので、今後は適當なる措置を講ずるべきであります。

次に不用額となつて翌年度え繰越しをいたしたものゝうち、最も多額を占めておるものは人件費でありまして、その原因は充足し得ない人員に對して豫算の措置をなした結果に基くものでありまして、十分なる見透の下に豫算を編成すべきであります。

以上の諸點について、知事はすみやかに適當なる措置を講じ、今後財政健全化のために更に一段の努力をいたされますとゝもに萬遺漏なきを期すべきであると存ずる次第であります。よつて、本委員會は以上の諸點を付帶條件と致しまして別紙お手許に配付いたしました報告書の通り承認するに決定いたした次第であります。

以上をもちまして本委員會における審査の經過及び結果の御報告といたす次第でございますが、何卒滿場各位の御賛成をお願いいたす次第でございます。

豫算審査特別委員長報告

（前略）

本委員會は去る三月十三日設置せられまするや直ちに委員長及び副委員長の互選並びに審議方法等につき協議を行いまして、翌十四日から直ちに各部所管毎に質疑を行つたのでありまして十四日には民生部及び水産部所管、十五日は經濟部所管、十六日は農地部及び土木部所管、十七日は開拓部及び建築部並びに林務所管、十八日は林務部所管の續き及び勞働部、並びに衞生部所管、二十日は商工部所管、二十二日は商工部所管の續き及び教育委員會所管、二十三日は教育委員會所管の續き及び總務部所管、二十四日は總務部所管の續きと言うように十四日以來正味九日間に亘り連日委員各位と關係當局との間に熱心なる質疑が續行されたのであります。

しかしてその付託案件の重要性と複雜性とに鑑み更に熟議檢討を加えることゝし、十一名の小委員會を設け二十五日より本日迄休日も會議を開く等實に十七日間の長期に亘り屢々夜間遲くまで時には曉に至るまで連日愼重な審議を行つたのでありますが、その付託議案が本年度道政の方向を決する總計百三十五億二千餘萬圓の巨額の普通會計及び各特別會計豫算とこれに關連する起債、道稅條例、職員定數條例等その件數五十二件の多きに達する案件でありましたのと小委員會における各派の修正意見等の調整甚だ困難を極め遂に年度間始前にこれが審議を完了するに至らなかつたことは四圍の情勢上止むを得ないと言え、洵に遺憾に存ずるところでありますしかしながら委員會設置以來茲に二十八日漸く結論を得てその結果を御報告申し上げるに至りましたことは委員各位の御勞苦の賜でありまして、道政に對する御熱情に對しましては深甚なる敬意を表するものであります。

今委員會の審議の跡を省みまするにかの劃期的改革たるシャウプ勸告に基く稅財政制度改正、諸法案が尙國會において審議中のため歳入は概ね現行法に基づき之を編成した本豫算の審議は歳入面については或る程度假定の豫算であり、その實質的審議は稅財政制度改革後に殘されているため僅かに稅收入等の見積が制度改正後においても妥當なるものであるや否やに限定せられ、論議の中心は斯る財政收入の上に立つて知事が本年度行わんとしている電源開發、農村經濟の安定、社會政策の推進という三大重點政策遂行のために要する經費、特に電源の開發と國會において審議中の北海道開發法との關連における綜合開發推進體制の整備重點施策から置去られたかの感があるとして商工業、水産業の振興對策としての信用保證協會出

資金、工業振興機械貸與小手繰轉換、沿岸漁田改良事業或は道路橋梁費、町村道路改良補助金、簡易港灣工事費、河川災害防除費等の土木費、高等學校統合關係の教育費等積極的事業費の乏しさに比し、人件費殊に旅費、需用費、公宅廳舍等建築費の増高に對する質疑等專ら歳出面に於ける施策の妥當性について熱心なる論議が行われたのであります。委員會九日間に亘る質疑において本會議において盡されなかつた付託案件に對する疑問は略氷解されたのでありまするが、具體的修正意見等を取纒めその結論を得るため設けられました小委員會は去る二十五日以降本日迄當初結論を得るに必要な資料の提供及びその都度必要に應じて理事者側の答辯を求めつゝ各派の修正意見を中心に凡ゆる角度より熱心なる論議檢討を行つたのであります。小委員會における審査の經過及び結果については先程本委員會にその報告があり、それによりますと、議案第一號については歳出の増出の増額を要する點を檢討し然る後歳出の削減、歳入の増減を檢討することゝし審査の過程において歳出の増額について各派の意見は一時綜合開發調査費の關連における電力開發費の取扱を除いて一致の線に達したかに見えたのでありますが、前述の諸點において小委員各位の努力にも拘らず、遺憾ながら一致の點を見出すに至らず多數決を以てこれを決定するに至つたのであります。

その結果は小委員會主査より本委員會に報告せられたのでありまして、小委員會における少數意見者よりも夫々別途修正動議が提出せられ先程本委員會において討論採決の結果多數を以つて小委員會主査の報告通り可決せられたのであります。

これより本委員會において可決せられた各案件に對する修正及び希望條件の内容その他について些か御説明申上げたいと存じます。

先ず議案第一號について、第一に土木費中道路費に對しては市街地を貫通する準地方費道及び地方費道は衛生及び火防上の見地からも、側溝工事を行うべきであり、一方荒廢著しい町村道の改良工事に對しては道より補助金を交付し交通の保全を圖るべきであるとし、前者に對しては一千萬圓後者に對しては三千萬圓を速かに豫算化せられるよう希望條件を附し又本道橋梁の現況に鑑み資材入手も漸次緩和せられて參つた今日計畫的に逐次これが架換は永久橋とすべきであるとして二千萬圓を船入澗未整備の現況においてこれが簡易工事の要望甚だ熾烈なる點に鑑み、三千萬圓を夫々増額修正致したのであります。

次に町村上水道施設については、衛生上將又關係住民の福祉増進上奬勵すべきことであり、新に數町村において敷設計畫もありますので、これが工事を施行したる際は前例により補助金を交付するよう豫算措置を要望し都市計畫街路事業についてはその施行に當つて市に偏重せざるよう留意することを要望し夫々希望條件を附し原案の通りと致しました。

第二に、警察消防費については大火災頻發の現況に鑑み、火防施設の強化を圖るべきであるとし火防用水施設補助金一千萬圓を豫算化せられるよう希望條件を付したのであります。

第三に、社會及び勞働施設費については、母子世帶、傷痍者引揚者等の生活困窮者の自立を圖らんがための生業資金貸付金は希望者が多く豫算に不足を告げるときは適當の機會に豫算追加の措置を希望條件としてその撤底を要望するの外、共同作業施設を擴充し、社會福祉の向上を期するため補助金一千萬圓を増額修正致したのであります。

第四に保健衛生費については、道營製藥工場費は運營によつては民業壓迫の虞もあり、醫藥品研究指導工場として經營をなし費目は速に更正する措置を希望條件とした次第であります。

第五に産業經濟費については、耕土改良の急務なるに鑑み心土梨購入費として二十五台分三百七十五萬圓甜菜病害虫補助金二割を三割に引上げ二百十萬圓、ライムケーキ便用補助金三割を五割に引上げ百三十萬圓、暗渠排水工事補助金三割普通客土補助金二割を各五分引上げ前者において六百六十五萬圓、後者において六百三十五萬圓、計一千三百萬圓、を夫々増額修正するの外酸性土壤改良のため石灰の増産を圖り増配を行い得るに至つたときはこれに必要なる補助金を豫算化するよう希望條件を付したのであ

ります。

次に本道馬産の振興上移出向の品種更新を必要と認めこれが種牝馬四十頭購入費千二百萬圓を増額致しました外輸出農産物として重要なる地位を占める薄荷増反補助金は計上されておりますが、戰時中強制的に轉用せられた蒸溜釜設置を奬勵するの必要を認め二分の一補助として二十台分百五十萬圓を速に豫算化するよう希望條件を付したのであります。

水産業の振興に關しましては、前述港灣簡易工事費増額の外淺海漁田の貝藻類資源維持培養を積極的に行い魚礁の施設投石、岩礁破碎等を更に五十ケ所實施せしめる必要を認め沿岸漁田改良施設補助金を一千萬圓増額致したのであります。

商工業の振興に關しましては現下の窮迫せる金融事情に鑑み信用保證協會の積極的活動に俟つところ極めて大なるものと認められますので先に方針が決定せられておりました同協會に對する出資金一億圓中の未出資額五千萬圓は此の際速かに出資すべきであるとして豫備費に五千萬圓を増額計上し速に出資金に充用せられるとともにその運營に當つては農林水産業をも含め廣く中小産業を對象として金融の圓滑化を期せられるよう希望條件を付したのであります。

隨つて効果の少ない同協會貸付金五千萬圓はこれで削減致したのであります。

又工業振興機械貸與事業につきましては、その要望熾烈たるものがある現況と、工業振興上最も有効なる施策である點に鑑み、水産業費に計上せる肝油精製機械貸與費三百萬圓をもこの費目に組替え併せて二千三百萬圓を増額修正するの外、中小鑛山の窮迫せる事態に鑑み、これが整備上必要な鑛山機械、酸性土壤改良上その増産が強く要望せられている炭酸カルシウムの増産上必要なる機械共の他工業再建上必要なる機械をもその對象とするよう希望條件を付したのであります。

中小企業相談所補助金につきましては現在中央相談所の外地方相談所十四ケ所あり更に八箇所新設の計畫もありますので、中央相談所に對しては五十萬圓を増額し百十萬圓、地方相談所に對しては平均一箇所三十萬圓補助することゝしてその不足額合計三百萬圓を増額してその積極的活動を期待することゝし、北海道開發博覽會費についてはその收支計畫より見て共催者たる道は更に二千萬圓を交付金として増額交付し所期の目的達成に遺憾なきを期すべきであるとせられたのであります。

又函館競輪場設置補助金については、道營競輪場設置の際の經緯もあり更に百萬圓増額交付することゝし、又地下資源調査費については本道綜合開發の促進上資源の賦存狀態を積極的に調査するため五百萬圓増額の必要を認め夫々修正致したのであります。

更に電力開發費については、綜合開發の一環として國の電力開發計畫との關連において綜合開發調査費に一括して執行すべきであるとの意見もありましたが、電力開發調査費と改め一般の電力開發調査費に充當することを希望條件として原案の通りと致したのであります。その他本道産業の振興に關連して、近く設置を計畫せられておりまする北海道産業會館については道は一千萬圓出資につき積極的努力を拂うこと、先般燒失せる室蘭工業大學の圖書整備に道は積極的に協力すること、開發後進地における殖民軌道經營費に對しては關係住民の資力乏しく維持經營困難なる實情に鑑み一千萬圓以内において補助金交付の豫算措置を講ずること等夫々希望條件を付した次第であります。

第六に諸支出金につきましては、道財政における知事の諮問機關として設けられている財政調査委員會の機能甚だくし失はれている現況に鑑み、速かに改組強化し、地方財政に一大改革を招來せんとしている現下の諸情勢に對應し遺憾なきを期せられるよ要望するとゝもに弘報費については、從來の道政弘報等が廣く讀まれていない狀況に鑑み、充分弘報活動の効果を收め得るよう改善を要望することゝして夫々希望條件を付した次第であります。

第七に歳出の削減でありますが先ず各科目を通ずる旅費は總額八億一千五百九十八萬八千三百圓でありまして學校教職員旅費一億七千五十六萬

二千圓を除いても各款項の旅費は六億四千五百四十二萬六千三百圓に達しこれら巨額の旅費の執行に當つては愼重なる經理を行い節約を圖つて道財政逼迫の折柄これに寄與するの必要を認め、學校教職員旅費を除く各款項の旅費は約一割を削減することゝして取敢えず六千二百七十萬九千百圓を道廳費中、道職員費、本廳諸費及び東京事務所費の旅費において夫々減額修正したのであります。隨つて、次の議會にはこの削減額を各款項の旅費において均衡を得るよう適當なる追加更正の措置を執られんことを要望するものであります。

次に各科目を通ずる消耗品費、食糧費、印刷製本費、備品費、原材料費の總額十億七千百二十三萬五百圓中純道費負擔分と見られる三億九千二百七十八萬九千五百圓については、旅費削減におけると同樣の理由を以て約一割八分に當る七千二百四十四萬九百圓を削減することゝし、取敢えず、道廳費中、道職員費の需用費及び諸費の本廳諸費、支廳諸費、東京事務所費において夫々減額修正したのであります。隨つて旅費と同樣この削減額を各款項の前述諸費目に亘つて削減の趣旨に則り次の議會に追加更正豫算を提案せられんことを要望するものであります。

以上の修正に基き橋梁架替費充當債二千萬圓、港灣簡易工事費充當債千五百萬圓、同負擔金千五百萬圓計五千萬圓の特定財源を見込みましたが、信用保證協會貸付金の削減に伴い貸付金收入五千萬圓を削減致しましたため千六百萬圓の財源不足と相成りました。

依つて寶くじ四千萬圓を發行し發行費二千四百萬圓との差額、千六百萬圓の增收を見込み得まするので、その通り修正し、結局議案第一號は歳入歳出ともに四千萬圓增額となり、差引殘金なしと相成つた次第であります

以上は小委員會において可決され本委員會においても多數を以つて可決されました議案第一號に對する修正及び希望條件の要點であります。

次に議案第二號乃至第十六號の各特別會計豫算につきましては何れも原案の通り可決せられたのであります。又議案第十七號乃至第四十二號起債の件は豫算の修正に伴い第二十八號橋梁架替費充當債及び第三十三號港灣事業費充當債の金額修正の外は何れも原案の通り可決し、又議案第四十三號一時借入の件については借入限度額の解釋について本年度より累計限度額によらず最高限度額によることを適當と認め原案の借入限度額十五億圓は十億圓に修正致したのであります。

次に議案第四十四號及び第九十三號の定數條例の一部改正案については何れも原案の通り可決致しました。

議案第五十號は新に病院費特別會計の設定及び女子醫專費特別會計を醫科大學費に名稱變更するものであり適當と認め原案可決と致しましたが議案第六十號道稅條例の一部改正案に對しましては提案後地方稅法の改正があり三月一日より自動車の取得に對し自動車稅を課することが出來なくなりましたので三月八日議案第九十號を以つて道稅條例を改正した經緯もあり別表中自動車稅の欄中「第一種自動車に對するもの」「第二種自動車の取得に對するもの自動車價格百分の五一の字句を削除し修正可決致したのであります。

次に議案第九十一號二十五年度道費追加豫算中高等學校統合關係の教育費につきましては、議會の議決前に、議決後直ちに執行するための準備として人事異動の內命を發表し男女共學のためにする設備についても豫算の執行を思はせるような準備行爲を進め議會の審議を制肘するかの如き行爲をなした教育委員會の態度に鋭く批判が加えられたのでありますが、四圍の情勢上原案可決としその執行に萬全を期せられんことを要望せられたのであります。

次に議案第百七號二十五年度道費追加更正豫算は國庫補助による災害土木復舊費、耕地事業費及び漁業生產指導費並びに酪農會社特殊の賞却に伴う、公債の繰上償還等の追加更正措置であり、又、議案第百八號は自轉車競技費會計支拂資金に充當する限度一億圓の一時借入金の件でありまして何れも適當と認め原案可決致しました。

次に議案第百十四號二十五年度道費追加豫算及び議案第百十五號二十五年度病院費追加豫算は議事堂、保健所の建築工事及び病院給食施設工事費

の事業繰越でありまして事情餘儀なきものと認め原案の通り可決致したのであります。

以上本委員會に付託されました議案五十二件中修正可決五件、原案可決四十七件でありまして、此の中議案第一號第三十三號、第四十四號、第九十三號につきましては、小委員會における少數意見者より別途修正動議が提出されましたが、本委員會においても否決され、此の點少數意見が保留せられているのであります。

以上は本委員會の付託案件に對する審査の經過及び結果の概要であります。これを以つて私の報告と致します。

▲決議案

鮭鱒處分に關する警告決議

今回鮭鱒處分に關する調査特別委員長提示の調査意見書の如く即ち昭和二十三年秋北海道水産孵化場が道費隠藏鮭拂下計畫に基いて鮭親魚の一部を北水商事株式會社に拂下した代金の中九百七拾八萬壹千七百餘圓の未收入金を生ぜしめた事については、本件に對し知事がとられた措置は緩慢且つ善良な管理者としての注意に欠けた結果であつて甚だ遺憾である。

依つて本議會は知事に對し深く反省を促ずと共に未收入金の回收については火急の對策と萬全の措置を講ずべき事を警告する。

右決議する。

北海道議會

東道庸正に關する決議

知事は道民の嚴肅なる信托に基きその福利增進のため行政權を委ねられているのであつて常に全體の奉仕者としての義務觀念に徹し職務の執行に當らねばならない。然るに最近道公務員の公金費消收賄、其の他幾多の問題を惹起し、殊に今回鮭鱒處理問題の如き事態を發生せしめ道民に多大の損害を與えた事は眞に遺憾に堪えない。

如斯は一つに綱紀の弛緩に基くものであつて知事はこの諸事實に鑑み將來强く反省すると同時に道諸機關に對し嚴重戒告を加え綱紀の肅正を圖るべきである。

右決議する

北海道議會

決議案第五號

齒舞諸島及び千島列島返還懇請決議

議長　坂東秀太郎君外全員提出

(一) 終戰後ここに五年、幸いに連合國の同情ある指導援助と國民の努力とにより漸く戰後の混亂期を切拔け、次第に新しい日本再建に向つての曙光が見え初めたことは、我々國民の喜びにたえないところであり、この上は一日も早く講和條約が締結され、獨立國として列國と共に人類の平和と進歩とに力を盡す日の來ることを祈つてやまないところである。

ついてはこの際、最も我々の關心を持つ事の一つは、講和條約締結と共に決定せらるべき新日本の國境の問題であるが、願わくは公正にして妥當なる線において劃定せられ、永遠に紛爭を斷ち、その中において我が國民もまた平和と進歩の生活を享受し得られる機會が與えられんことを切望してやまないものである。中でも齒舞諸島（色丹島を含む）及び千島列島における國境劃定の問題は、我々北海道民にとつて最大の關連を有するだけに、ここにその衷情を披瀝しこれが返還を懇請するものである。

(二) 即ち日下ソ連邦の占領下にある齒舞諸島及び千島列島には、戰前から約三千戸二萬人に近い同胞が永住し、更にそれに近いものが年々出稼ぎして種々の産業に從事し、巨額の資金を投じ諸般の施設を整え、年年その大宗たる水産物をはじめ、林、鑛、牧各産業に多ぐの生産を擧げ、北海道開發の一重點地區であつたのである。

然るに戰後の混亂により、住民の多くは全財産を捨てて單舸わずかに北海道本島に引揚げ悲慘なる生活を餘儀なくされ、一方、交通は遮斷されて全くその富源を失つたのみか、對岸根室の地もまた唯一の相關地帶を失つて頗る困窮し、嘗つての生活の源泉であり本據であつた島々を望んで、その復歸歸還の日を待ちつつ不安な生活を送つている。その上これらソ連邦占領地の南端は北海道本島と指呼の間にあり、幸いマッカーサー・ラインの設定により

境界線は暫定的に決められたとはいえ、濃霧と風向や潮流により間らずも領海を犯して拿捕されるものも少なくないために、近海の漁業活動も自由にできないばかりでなく、四面環海の北海道は、この地點においてオホーツク海と太平洋の相互海上交通を遮斷されると同樣の結果を來し、本道產業經濟に重大なる障碍となつている。

更に戰後狹小なる國土に局限せられ世界一の稠密なる人口を擁して困難な生活と闘い、乏しい資源を極度に利用して經濟の自立を圖らんとしている我が國民にとつて、齒舞諸島及び千島列島の富源は、牧畜に不適當な環境にあつて、蛋白質は主として水產物に仰がねばならぬ我が國の實態に照し、人口食糧問題の關係においても極めて重要な關連を有している。

省みれば、我が國がこれらの諸島を開發し、資金を投じ人を移してその盛況を見るに至つたのは決して昨今のことではない。もともとこれらの諸島は北海道本島と同樣アイヌの居住地であり、我が國は數百年來これらアイヌと厚岸、霧多布、根室等において平和な交易を繼續し、親しみ合つて來たもので、やがて邦人自らの出稼永住を見るに至つても、よく先住民を撫育し、指導し、同化して來たのである。

(イ) 齒舞諸島は根室國花咲半島の延長線上僅かに三浬を距てた水晶以下東北方に連なる秋勇留島、勇留島、志發島、多樂島及び色丹島の六つの島で、地理的にも千島列島とは全然別箇のものであり、夙に根室場所の一部として古くから日本人が居住し、安政元年の日露和親條約（神奈川條約又は下田條約とも言う）においても日本に屬することが問題となつたことがなく、明治八年の樺太千島交換條約の對象となつたものでもない。

我が國の行政區域としても、明治二年色丹島は根室國花咲郡とせられ（明治十八年北千島土人をここに移住せしめてより行政の便宜上千島國色丹郡と改稱し、明治二十年斜古丹村戸長役場を開設、昭和八年色丹村と改めた）、又色丹島以外の五つの離島（齒舞離島と稱する）は根室國花咲郡齒舞村に屬し明らかに北海道本土の一部をなしているもので、千島列島に所屬しているものではない。ただ終戰當時これらの島に駐屯せる日本軍部隊が南千島駐屯部隊の指揮下にあつたため、千島本隊と共にソ連極東軍最高司令官に降伏し、爾來今日までそのままになつているのであつて、この諸島の沿革に徴し、千島列島に屬していないことは明らかである。

(ロ) 次に、南千島に屬する國後島は全く邦人の手によつて最初に開發され、又今日に至るまで邦人の手によつて經營されて來たもので、同島が今日あるは全く邦人の努力の結晶と言うべきである。擇捉島は邦人が最初にこの島に足跡を印したとき、ロシヤ人の探險來往するものもあつたが、間もなく退去し寛政十二年幕府の手によつて新しく開發されたもので、これまた開發經營は全く邦人の努力によつたものである。故に安政元年日露和親條約に基づきこの方面の國境が確定された際も、その線は擇捉水道に置かれ、擇捉島以南の島々については全く何人も我が國の領土であることを疑つたものはなく我が國もまたこれを北海道本島と一體不可分のものとし經營し續けて來たのである

(ハ) 得撫島以北の島々は、明治八年樺太千島交換條約に基づいて、多年邦人が苦心經營して來た樺太を放棄する代償として北洋漁業の諸權益と共に我が國に讓渡されたもので、我が國の領有以來、密獵船の横行に委せ、荒廢のままにあつたこの地方を保護し、その後、日、英、米、露四國間に締結された膃肭獸保護條約に基づき海獸の繁殖地として中部を存置するとともに、北部諸島の漁業開發を行つたのである。

(ニ) これを要するに、齒舞諸島は勿論、國後島、擇捉島は我が國固有の領土であり、得撫島以北の諸島も全く平和的に我が有に歸し、かつ邦人の永年の努力によつて開發され、本土と一體不可分のものとして經營されて來たのであつてしかも水產蛋白給源地帶として我が國民の生存上絶對必要なる地域であるから今次の戰爭を貫く根本方針であつた「連合國は戰後何等の領土獲得を要求せず」との原則に照し、(イ)齒舞諸地は北海道本土の一部で千島列島に屬するものでない事實に鑑み速かに返還せられると共に、(ロ)北海道本島と全く變らない自然的歷史的環境をもつ南千島（國後島、擇捉島）の返還は言うまでもなく、(ハ)同じく邦人の苦心努力の結晶たる樺太を放棄した代償として平和裡に與えられ、かつ國際的に役立てて來た得撫島以北のいわゆる中部及び北部千島をも含めて我が國に返還されたいのである。

ここに本議會の決議を以て、四百二十萬道民と共に連合國各國の深い御理解と御同情を懇願し、齒舞諸島及び千島列島の返還を謹んで懇請する。

昭和二十五年三月十三日

北海道議會議長　坂東秀太郎

連合國軍最高司令官　ダグラス・マッカーサー元帥閣下　宛

決議案第七號

議長　坂東　秀太郎外全員提出

第七回國民體育大會を北海道において開催要望決議

北海道におけるスポーツの振興は洵にめざましいものがありスポーツを通じ祖國再建に寄與せんとの道民の意欲は燃ゆるが如きものがある。

殊に終戰後日本のホープとして北海道の開發が大きく取上げられ、その富源と特殊性を擁藏する相貌を廣く紹介し相俱に祖國復興に邁進せんことを念願している四百二十萬道民は國民體育大會が北海道において開催せられ、スポーツの振興とこれを通じて本道の眞姿を全日本の若人に理解せられるの機會が與えられることを念願して止まない次第である。

今や食糧交通その他諸般の狀況を勘案し、まさにその時期が到來せることを信じ、官民相呼應し、誠意をもつて一切の施設に遺憾なきを期し、昭和二十七年において一擧に體育の大祭典である第七回國民體育大會(冬季、夏季、秋季)を本道において開催せられんことを要望するものである。

茲に本議會の決議を以つて第七回國民體育大會を本道において開催せられんことを要望する。

昭和二十五年四月十一日

北海道議會議長　坂東　秀太郎

日本體育協會長　東　龍太郎　殿

右決議する

北海道議會

決議案第八號

議長　坂東　秀太郎君外全員提出

矯正作業の運營及び利用に關する法律案反對決議

政府が第七回國會に提出した「矯正作業の運營及び利用に關する法律案」は全官公廳及び地方公共團體の需用する全ての印刷物を受刑者の職業補導と再犯防止の目的をもつて刑務所に於て獨占受註する企業案であつて、この法律が民間企業に與える影響はみのがせないものがある。

すなわち、全國殊に地方印刷業者の實態はそれが唯「といわぬまでも、主たる發註先で企業の根幹をなすものは、國及び地方公共自治體の需要であつて本道の場合全印刷需要量の六割を占めこれを取り除いては現在の地方印刷業は成り立たず多數の失業者が生ずることは明らかである。

現下中小企業及び失業對策に關する問題は極めて重大にしてこれが施策に最も苦慮しつゝある秋、かくの如く民間企業を不當に壓迫し生業の根幹を脅威し失業者を增大する怖れある本案の如きは、徒らに社會的不安を醸成し、その目的とする趣旨は兎も角時局柄甚だ適切でないことは言を俟たないところである

茲に本議會の決議を以つて「矯正作業の運營及び利用に關する法律案」に反對する。

昭和二十五年四月十一日

北海道議會議長　坂東　秀太郎

法務總裁　殖田俊吉、地方自治廳長官　本田市郎、衆議院議長　幣原喜重郎

衆議院副議長　佐藤尚武

右決議する

北海道議會

▲各派交渉會

第一回定例道議會における四月再開後の各派交渉會の狀況は次の通りである。

○四月五日

一、豫算その他各委員會の審査未了のため明六日休會とし七日開會のことに決定。

一、昭和二十七年國民體育大會の本道誘致運動のため適當の時期において名派代表を上京せしめることに決定。

一、道開發法の成立促進のため閉會直後各派代表を上京せしめるに決した。

○四月七日

一、道綜合開發に關する知事の諮問機關(事務的面の)及び推進機構(國會議員、道會議員、實業家代表等の)等について野口副知事から全員協議會開催の申入れありそのことに決した。

一、委員會の推捗狀況から四月十日まで會期を延長し九日まで休會に決

した。

一、農事試驗場の國營移管に關する閣議決定の經過につき野口副知事から報告があつた。

○四月十日

一、明十一日まで一日間更に會期を延長することに決した。

一、水産施設中長期資金融資問題につき接衝のため水産委員四名の上京を承認した。

一、向後諸問題のため上京せしめる委員の各派割當は議長の採量に委すことに決した。

一、矯正作業の運營及び利用に關する法律案の反對並びに第七回國民體育大會を北海道において開催要望の二決議案を全員提出とすることに決定。

一、社會黨議員から提出された佐久間貞江議員の表決權の二重行使を理由とする懲罰要求事件は適當の時機に委員付託方西村委員から發言があつた。

○四月十一日

一、西田信一議員の失言問題につき社會黨及び農協黨委員から本人の取消如何にかゝわらず處斷すべきであるとの發言があつた。

一、更に明十二日まで會期延長のことを決定。

○四月十二日

一西村委員から吉田豊吉議員の本會議における不穩當な言辭に對し議長において適當措置方發言があつた。

一、明十三日まで更に一日間會期延長に決した

寸鐵寸言

○

アメリカの兵隊さん、この頃日本語がお上手になつて、街角で、ララカネツマリ――ララ金詰り――他人のことのように陽氣なものサ――金詰り一家十人アドルム心中さらば。

○

米詰りがやつとよくなつて闇米も百圓を割る――飲めるが食えぬと言うサラリーマンやや愁眉を開く――洋服も安くなつたネと語りつつ、色褪せた破れを見る悲しさ。

○

戰後の破れ靴が土に喰い入るように闇仕事に忙がしかつた日本人、闇がなくなると虛脫した――あなたまかせの年の暮ればかりでは心細いネ。

○

去年の今頃は、まだ六大政策で甲論乙駁――それでも何か希望がつなげた新らしいような古いような政策ではあつたが、力もあり好感が幾分もてたんだがネ。

○

六大政策去つて三大政策來る――これも九原則という鶴の一聲で登場した結果だ――空想は去つて實現の段階となつたことは道政の一進歩ではある、觀客は道議會座の活劇を期待している。

○

議事堂の壁は塗り替えられ多少綺麗にはなつたが、おかげで天井はドス黑く、大蛇のような煙突のくねつた恰好はグロだネ、來春こそは確實に立派になるのだが――これ何を言うか。

○

百三十億の大豫算――六十の老人はオツタマゲる――戰後派曰くドル換算するとタツタ三千六百十一萬ドル――たいしたことはないヨ、四百萬道民が十ドルづゝ寄進すればお釣りが來るヨ、赤い羽根、白い羽根だヨ。

常任委員會

▲總務委員會

○四月五日午前十一時十五分第三委員室で開議議案の審議にはいり、議案第百二十九號北海道林産物檢査條例設定の件について林務部長より議案第百二十八號北海道水産物檢査條例設定の件について水産物檢査所長より、議案第百三十號北海道税條例の一部を改正する條例設定の件及び議案第百三十一條北海道税臨時特別條例設定の件について税務課長より、議案第百三十二號昭和二十五年度北海道費歳入歳出追加豫算、議案第三十三號北海道曹達株式會社に對する出資の件及び議案第百三十四號財産賣拂に關する件について庶務課長よりそれ〴〵説明、これらに對する質疑應答があつて午後一時十分散會。

○四月七日午後零時四十分第二委員室で開議、議案の審議にはいり、議案第百三十五號北海道原料乳檢査條例設定の件及び議案第百三十六號北海道酪農品檢査條例設定の件に就て畜産課長より、議案第百三十七號北海道特殊農産物檢査條例設定の件に就て食糧課長より、議案第百三十八號昭和二十五年度北海道費歳入歳出追加豫算及び議案第百三十九號豫算外義務負擔の件について庶務課長よりそれぞれ説明、これらについての質疑應答があつて午後一時三十分散會。

○四月十日午後零時四十五分第二委員室で開議議案の審議にはいり、議案第九十二號高等學校の統合移管等に關する件について教育長及び庶務課長より説明、これに對する質疑應答があつて本件を原案の通り可決し午後零時五十分散會

▲衛生委員會

○四月十日午後四時二十分第二委員室で開議、請願の審査にはいり、請願第百十七號中川村字共和に道立保健診療所設置の件採擇、請願第百二十五號松前町に道立病院設置の件外一件保留、をそれ〴〵決定、ついで内地府縣の醫療、保健施設狀況視察の派遣委員及び日程について協議その結果つぎの通り決定して午後四時五十分散會。

派遣委員　小川委員長、田中副委員長

派遣先　東京都、大阪市、京都市

日程　四月二十日より五月三日まで十四日間

▲水産委員會

○四月五日午前十一時水産部長室で開議、請願の審査にはいり、請願第百二十號小樽市に水族館新設の件を保留に決定、漁政課長より、小手繰網整備に對する水産廳との折衝經過の説明があり、委員會は小手繰網漁業整備要綱を承認することに決定して、午後一時二十分散會。

○四月八日午前十一時二十分第二委員室で開議、本道水産施設に對する中期、長期資金融資問題について中央接衝を行うため接衝委員及び日程について諮り、つぎの通り決定して午前十一時四十五分散會。

日程　四月十八日より三十日まで十三日間

派遣委員　松平武一、中牧保、村山喜作、時田政次郎の各委員

▲商工委員會

○四月十一日午後一時二十分第一委員室で開議請願及び陳情の審査にはいり、請願第九十一號發電建設事業に對し助成の件外一件保留、陳情第六十一號北海道金屬鑛業振興對策に關する件採擇、をそれ〴〵決定、ついで豊羽鑛山株式會社發起人より常任監査役一名を道職員又は道議會から選出の申出につき意見の交換があつて午後二時五分散會。

▲林務委員會

○四月四日午前十一時四十五分第二委員室で開議、議案の審議にはいり、議案第百十號北海道林野産物處分特例に關する條例設定の件について道有林課長より説明、これに對する質疑應答があつて本案を原案の通り可決、ついで請願の審査にはいり、請願第百八號厚岸町周邊を道立公園に指定の件外一件保留、請願第百十五號木材檢査に關する件採擇、をそれ〴〵決定、林務部より提出の林産物檢査條例草案（第一案、第

二案）について林務部長より説明、これに對する質疑應答があつて、第二案を適當と認めてこれを決定して午後二時四十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○四月十一日午後三時五分第二委員室にて開議付託請願の審査に入り、請願第百二十二號開拓團地に對する土地改良及び學校施設の件を調査保留に決定した、ついで本年度道内開拓視察の件を議題に供し、質疑ののち、一、天北、勇拂根釧各原野を重點として全道的に視察する、二期日は六月以降とする　三、日程及び視察地については開拓部に一任する　四、二班とする。等を夫々決定次期委員會を五月中旬に招集することを申合せて午後三時四十分散會。

▲勞働及び建築委員會

○四月二十四日午後二時四十三分議長室で開議建築部長及び營繕課長より議事堂建築工事の入札並びに落札までの經緯について説明、これに對する質疑應答があつて、建築部長より建築士法の基本的内容について説明、建築部長及び住宅課長より本年度國庫補助庶民住宅割當計畫及び住宅金融公庫法並びに分譲住宅建設要綱について説明、これに對する質疑應答があつてこれらを了承して午後六時五分散會。

▲懲罰委員會

○四月十一日午後四時四十二分第一委員室で開議、先ず議員佐久間貞江君懲罰の件を議題に供し提案者代表西村議員からその趣旨について説明を求め、ついで佐久間議員の一身上の辯明を聽き各委員に於て愼重なる審議の結果自己の主張する修正案が否決されたのでじぜんの策として自己の主張の幾分でも容れられたる次の修正案に贊成することは何等問題とすべきでないとの多數意見と會議規則の規定に反するとの小數意見があり採決の結果多數を以て懲罰に附すべきでないと議決せられた。

引き續き議員西田信一君懲罰の件を議題に供し再度提案者代表西村議員からその趣旨について説明を求め次いで西田議員から一身上の辯明を聽取し各委員に於て愼重審議の結果懲罰に附すべきであるとの動議多數を以て可決され公開の議場に於て戒告することに議決せられ戒告文案は明日決定することゝして午後十時五十分散會した。

○四月十二日午後三時三十分第一委員室で開議森川委員長より西田議員に係る戒告文案を議題に供し審議の結果左の通り決し午後四時四十分散會した。

戒　告　文　案

議員西田信一君は昭和二十五年四月十日の豫算特別委員會及本會議において議案第一號、第十六號、第二十八號、第三十三號、第四十四號及び第九十三號に對する修正動議の趣旨辯明中議員として不穩當な言辭を用いたことは、議員の職分に顧みて洵に遺憾である。

よつて地方自治法第百三十五條第一項第一號により本議會はこゝにこれを戒告する。

會　合

▲全國都道府縣議會會館運營委員會

○四月十七日午後一時より東京都議會議事堂において（常任幹事會と合併）開催せられ會館運營狀況報告及びこれが承認方並に九州ブロックの問題等について協議が行われた。

○四月二十日午前再會次の如く決定した。

一、現會館は正副會長常任幹事運營委員の名儀にて直ちに買收移轉の登記をすること。

二、次の議長會において財團法人設立の決議を求めこれを寄附すること。

▲全國都道府縣議會議長會常任幹事會

○四月十七日午後一時より（議會々館運營委員會と合併）開催、全國都道府縣議會代表者の渡米方懇請の件及び全國議長會臨大會に提案すべき議題について協議幹事會提案の全國都道府縣地方行政調査會内規外二件を決定し、北海道提案森林法の改正の件外四件及び追加議案十三件

を審議散會した。

○四月十九日各府縣提出議案を再檢討の結果追加案共全部を諒承閉會した。

▲全國都道府縣議會議長會幹事會

○四月十九日午前十時より東京都議會議事堂において開會、會長挨拶（坂東副會長代理）のち、次の通り報告並に協議事項の審議をなし散會した。

報告事項

㈠ 明二十日皇居拜觀の際天皇陛下より御言葉あること。

㈡ 全國都道府縣議會議長代表の渡米懇請について

協議事項

㈠ 幹事會提出議案の審議

㈡ 臨時大會における全議案の審議方法について

㈢ その他

▲全國都道府縣議會議長會臨時會

○四月十九日午後一時東京都議會議事堂において開會、會長より明二十日皇居拜觀の際、天皇陛下より御言葉があること及び全國都道府縣議會議長代表者の渡米懇請等についての報告があつて議事に入る。

上程審議された案件は次の通りである。

全國議長會臨時大會議案

（議案番號）	（件名）	（提案）
第一號	全國都道府縣地方行政調査會結成について	幹事會
第二號	中央出先機關廢止期成同盟會の廢止について	幹事會
第三號	全國都道府縣議會議長會規則の一部改正について	幹事會
第四號	森林法の改正について	北海道
第五號	齒舞諸島及び千島列島の返還懇請について	北海道
第六號	災害土木復旧事業費國庫負擔の增額について	宮城縣
第七號	水產金融應急對策について	宮城縣
第八號	國民健康保險の診療費に對する國庫補助交付方要望について	宮城縣
第九號	國民健康保險事業の救濟對策について	九州ブロック
第十號	轉落農家に對する配給量の枠（特別還元米をも含む）の增額並びに特別還元米の價格と配給基準量について	九州ブロック
第十一號	免許法認定講習受講者旅費の國庫補助について	九州ブロック、
第十二號	地方議會議員の國會議事堂自由出入に關する特別措置について	九州ブロック
第十三號	失業對策事業について	近畿二府六縣
第十四號	中小企業の育成强化並に融資について	近畿二府六縣
第十五號	新地方稅法案の修正について	近畿二府六縣
第十六號	住宅金融公庫法案の一部改正要望について	近畿二府六縣
第十七號	灌漑排水用電力料金の割引等について	近畿二府六縣
第十八號	自轉車競技法の整備について	近畿二府六縣
第十九號	中央出先機關整理に伴う財政的措置に對する要望について	近畿二府六縣
第二十號	中小企業の振興對策について	中國ブロック
第二十一號	農業協同組合振興對策について	中國ブロック
第二十二號	失業對策事業の推進について	中國ブロック
第二十三號	地方自治法第九十三條の一部改正方要望について	北海道

尙議案第一號全國都道府縣地方行政調査會結成について及び第五號齒舞諸島及び千島列島の返還懇請に關する議案の內容は次の通りである

第一號議案

全國都道府縣地方行政調査會結成について

政府はシャウブ勸告にもとづいて地方自治を充實强化して、國政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府縣及び國相互間の事務配分の調整その他これに伴う、一切の計畫につき調査立案する機關として、地方行政調査委員會議設置法制定、既に活動中である。われわれはこの機關における結論においてこそ地方側が年來主張し來つた中央集權的官治行政を根本的に改革し、名實共に眞の自治團體たらしめんことを期待するは勿論、一面都道府縣獨自の立場において適正妥當な調査研究の結果をこの機關に强く反映せしめなければならない。この目的のため本會に別紙內規を設け、全國都道府縣地方行政調査會を設置し、本問題についての專門的調査活動をなしもつて本會目的達成に寄與せんとするものである。

〔別紙〕

全國都道府縣地方行政調査會內規案

第一條　全國都道府縣議會議長會（以下全國議長會という。）規則第二條の目的達成のため、全國議長會に臨時に專門的調査機關として全國都道府縣地方行政調査會を置く。

第二條　本會は、地方行政調査委員會議設置法（昭和二十四年法律第二八一號）第三條に規定する事項について調査研究し、その意圖を地方行政調査委員會議及び關係方面に對し反映せしむるを目的とする。

第三條　本會に左の役員を置く。

會　長　一名

副會長　四名

委　員　二十名

2　會長は全國議長會の會長を副會長は全國議長會の副會長をもつて充てる。

3　委員は、全國議長會各ブロック毎に會員の互選により選定する。委員中七名を常任委員とする。

第四條　本會運營の細部については役員會で決める。

第五條　本會の事務を處理させるため、所要の職員を置くことができる。

第六條　本會に必要な經費は、全國議會々費より支出するものとする。

第七條　本內規に規定する以外の事項については全國議長會規則によるものとする。

第五號議案

齒舞諸島及び千島列島の返還

懇　請　書　（北海道提出）

要　旨

目下ソ連邦の占領下にある齒舞諸島（色丹島を含む）及び千島列島を講和條約締結に際し、我が國に返還するよう懇請する。

理　由

現在ソ連邦の占領下にある齒舞諸島及び千島列島中の南部千島（國後島、擇捉島）は、我國固有の領土であり戰前一萬五千余の住民永住の地として北海道本土と全く變らない自然的歷史的環境をもち、得撫島以北の中部千島及び北部千島は、邦人の苦心努力の結晶たる樺太を放棄した代償として、樺太、千島交換條約により平和裡に與えられ、且つ邦人の永年の努力によつて開發され、北海道本土と一體不可分のものとして經營されて來たのである。

しかもこれらの諸島は水產、蛋白給源地帶として、我國民の生存上絕對必要なる地域であり且つ今次の戰爭を貫く根本方針であつた「連合國は戰後何等の領土獲得を要求せず」との原則に照し、講和條約締結に際して連合國におかれては特別なる御取計いを以つてこれらの諸島を我國に返還されたいのである。

右全國都道府縣議會議長會の決議にもとずき懇請する。

昭和二十五年四月　日

全國都道府縣議會議長會

會　長　石　原　永　明

殿

連合國軍最高司令官

ダグラス・マッカーサー元帥閣下宛

第八軍最高司令官

ゴウドン・ウォーカー中將閣下宛

對日理事會議長

ウイリアム・ジーシーボルト閣下宛

○四月二十日午後一時十分坂下門に集合した全國都道府縣議長會の一行は宮內廳員の案內により賢所御前にて天皇陛下より大要次のような御言葉を賜つた。

御　言　葉

地方自治の運營は再建のため重要な關係があるから一層自重努力してもらいたい。

終つて皇居內を拜觀午後三時散會した。

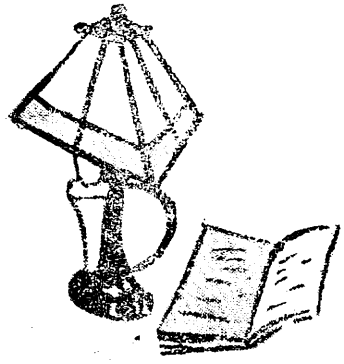

雜

▲參議院に於ける電力特別委員會公聽會

商工常任委員長　齋藤藤吉

電氣事業再編成の問題は、北海道の如き電源不足の地帶に於いては重大な問題であつて、若し現在國が考へている如き法案が國會を通過することになれば、本道産業の將來に及ぼす所は極めて大きく、道民は非常に不幸な結果に陷入ると思う。

四月十八日東京都虎の門宇部興産會館に北海道、中國、四國、九州の四地區代表が集つて之に關する二法案、即ち電氣事業再編成法案及び公益事業法案に反對し、國會に於いて審議未了にせしめて關係地區の要望を織込んだ法律案に改正せしむることに努力することを盟約し、廿日には二班に分れ、一班はGHQへ他の一班は國會へ、共々具體的運動を開始することゝなり、GHQ班の團長には不肖が選ばれ、ロームス電氣瓦斯課長と懇談折衝した。而し殘念ながら認識は必ずしも吾々の承服し得るものでなく、不肖の意見は議論に亘ると稱して、不都合にも通譯は之を取次がず一時間余にして會見を終つた。吾々茲に於いて兩法案の審議未了に終はらせんことを考へ、廿三日四地區參衆兩院議員の參集を求め會見することになり、反對運動團の團長として不肖が選ばれ、議員團は星島二郎氏を議長として審議をした。殘念にもこの會議には北海道選出の兩院議員は富永氏が會議前に一寸顏を見せただけで一人も出席しなかつた。而し不肖が代表して四地區の希望する內容法律案の矛盾各地區經濟界に及ぼす影響を述べ、各地區議員も之を諒承した。引續いて運動中高瀨通産大臣とケネデー氏の會見があり、兩法案に對するの極端の強い要望があるということが國會兩院の通産常任委員會で相當問題になつた。而し我國經濟界に異常の混亂を起す兩法案を旬日を殘すに過ぎない國會に於いて審議議了にすることは國民の意思を餘りにも無視する處であるという考へ方が各委員に多い樣であつた。其の後參議院は電力特別委員會で公聽會を開くことゝなり、全國から十四人の公述人が選ばれた。學界、實業界、新聞界、需用者代表等で北海道から不肖が公述人として指名を受けた。

一人公述時間は十五分で充分の理論を述べ得ないが左の公述を行つた。

本日茲に參議院電力特別委員會の主催せらるゝ公聽會に出席し、北海道電力問題連絡協議會長の立場から電氣事業再編成法案及公益事業法案に對する意見を述ぶる機會を得ましたことは誠に感謝に堪へざる所であります。

私は北海道四百二十萬道民の大多數の意思をそのまゝ私の意思といたし、次の三點より兩法案に反對の意見を述ぶるものであります。

即ち第一に電源開發に及ぼす影響、第二に料金の地域差に及ぼす影響、第三に本法案に對する根本的疑念であります。

一、北海道に於ける既設發電設備は慥かに全國の三五%程度に過ぎないのでありまして、現在の需用を充すに尙多量の不足率があり、一應計數の上では約一六%不足と謂はれて居るのであります。而しながら事實は既成産業陣の希望する六〇%程度の供給より行はれて居らず、道民の要望は一日も速かに電源の開發を行い、この窮狀を打破されんことを念願し現に唯今も多數道民がこの要望のために上京してる現狀であります。

試みに最近十一ヶ年間に於ける北海道に於ける發電設備の擴充實績を見まするに水力三一、八〇〇KWに過ぎず之は全國の一三〇八、三二〇KWの擴充に比し實に二・五%であります。從つて北海道はこの不偶の狀態を回復すべく電源開發五ヶ年計畫を樹て水力に於いて二六四、〇〇〇K火力を併せ三三〇、〇〇〇Kの開發を要望し、經濟安定本部に於いても北海道の實狀を知つて獨自の五ヶ年計畫を立て廿四年度に於いて久保內、蘭越他水火力六ヶ地點の新增設工事に着工するの運びに至つたのであります。

然るにこの時に際し電氣事業再編成法案及公共事業法案が提出せられ、我國電氣事業を九分割し民有民營の獨立採算制の基本に立つて之を

行はしめんとすることは、折角着工に至つた北海道電源開發を中絶の止むなきに追込むと思うので有ます。前にも申上げました通り、北海道の希望する三三〇、〇〇〇萬Kの電源を開發するには實に資金四〇〇億圓を要するのであります。九分割せられた新會社即ち全國發電設備の四%より資産を持たざる新會社が果してこの資金の調達がなし得るや否や全く疑問とせざるを得ないのであります。

政府關係者は九分割されたからと言つて開發に支障は來たさないと言つて居らるゝが、最も採算性の惡い擔保力のない北海道地區の新會社に何人が融資の責任を負うて呉れるでありましようか、殊に見返り資金も茲二、三年の内に打切りになると言はれて居り、政府には何等の裏付すべき制度のない現在の狀勢に於いて、北海道民といたしましては眞に不安に堪へないのであります。

若し政府が斯る不安はないと言はるゝなれば當然之を裏付すべき制度、即ち電源開發公團法とか或るは電源開發融資法案とか言うべき裏付法案の提出があるべきではないかと思うのであります。然るに之等の何等の措置なく、且つ之に伴う吾々の承服すべき說明も與へられず、唯單に開發に支障は來たさいといわれても之を信ずる譯にはゆきません。殊に北海道は開發法案の成立に伴う綜合開發の如き期待も電力なしには考へられないのであります。從而道廳に置きましても斯る現狀を放置し得ずして自らも電源開發なすべく計畫し、之が申請手續をなすべく努力中でありますが、これさえ再編成法案の第八條及び公益事業法案第二十八條第三號によると困難であるかの如き感を抱かざるを得ないのであります。又更に其の筋へ陳情の際分割されゝば自分達のものとして道民が資金を出し合つて速かな開發が出來るではないかと言はれたが、其れは餘りに北海道民の經濟事情を極めざる言葉であつて、四〇〇億圓からの開發資金どころかその一割の負擔力もあり得る筈がないのであります。要するに北海道民といたしましては電源の開發に支障なしと政府の方々の申さるゝ現實の裏付を明確に提出せられることを希望いたすものでありまして之等の明示なき限り兩法案に對しては反對せざるを得ないのであります。

二、料金地域差に就いてであります。

之れは其の資料のとり方によつて多少數字の差はあろうと存じますが、全國平均の一〇%高既に前に改訂された新料金制によりまして既に六割の値上りを見北陸の五割高であるという極めて不利な立場に立つのであります。而も將來の開發を豫想いたしました場合七〇%の値上げを想定せらるゝのでありまして北陸の三倍の料金になるのであります。政府は火力調整金等で地域差を僅少ならしめ樣と御考へになつていることは結構で御座いますが、政府試案によると北海道への調整金は約三千萬圓位になる樣でありますが、今日迄會社の主張し來つた北海道での需給による欠損は年五億圓以上と申されて居りますので、獨立採算性になりますれば調整金を加へましても北陸の料金一〇割高位にならざるを得ないのではないかと考へられるのであります。公益事業法案中には料金の認可若くは調整に關する規程はありますが、何れも消極的規定でありまして、所謂調整補給金に就いても何等法規的根據なしと申さざるを得ないのであります。從而若しこの儘の法案内容によつて分割が行はれたといたすなれば、北海道の生産界は異狀な混亂を來たし現在の需用の三一%を使用する化學工業、就中カワバイト、肥料、水銀、製紙、護謨製品等の各種産業には大なる影響を及ぼし、將來への北海道の産業開發は愚か既成産業すら立行かざる結果を招來する虞れなしとは言へないのであります。從つて生産の機會均等を強く要望し、綜合開發を通して日本再建の中核體たらんとし現人口の倍數を御引受けし、國土計畫の一翼を擔はんとしている道民としてはこの不安を除去する何ものも認定し難き現段階に於いては兩法案には反對せざるを得ないのであります。

三、法規的疑問であります。

兩法案の持つ目的は公共の利益を增進するためにあると思うのであります。而しながら電氣事業再編成法案の謂う如く電氣事業の國家

管理を廢止し發電、送電及び配電を一貫して行う各獨立の事業體制を確立することが現段階に於いて公共の利益を增進するとは考へられないのであります。公共の利益とは國民全體の利益であらねばならないと思うのであります。北海道、九州、中國、四國及近畿の人々はこの法案の成立によつて不利益になると考へているのであります。成程國全體の數字から見た電源は或は民間外資の導入等によつて開發せらるゝ結果になるかも知れません。而し一二〇地區だけが異常な好條件に惠まれますことが公共の利益とは申されぬのみならず人口の集約には自ら限度があらねばならないと存じます。小さくなつた日本國に國土計畫の必要なる所以も斯る所にあると思うのであります。生產の條件は電力と共に交通力資源共の他各種の要件が必要であると存じます。北海道の開發も日本再建という大きな公共の利益のためであります。私は公共の福祉とは日本の將來のための綜合的觀點に達つて八千萬國民に平等の利益を與うべきものでなければならないと思うのであります。或は第二條に暗にこの法律は過度經濟力集中排除法によつて行うのだという樣な感を抱かしめて居るが、集排法によつてやるんだというなれば九分割案には尙幾多の矛盾を殘しているのであります。

又公益事業法案は、料金を適正にし、その供給を豊富且つ圓滑にし事業の運營を調整することによつて使用者の利益を確保すると共に事業の健全な發達を圖り、以つて公共の福祉を增進することを目的とすると述べて居りますが、私は之は事業者の保護法案であつて需用者の利益は確保されていないと申上たいのであります。何故なれば國家管理を廢して民間民營の九會社に分割し而も地域的獨占を保護する法律案でありまして、公益事業委員會監督が需用者の立場をどの程度補償し得るかは全く法案の內容に明示されて居ないのであります。而も國及地方公共團體の出資等を認めざると一地區二以上を認ざる等よりして北海道の如き未開發電源地帶の受くる制壓は著しいものがあると思はるゝのであります。

以上北海道の需用者の立場から要望いたしますものを要約いたしますれば、電源開發現在の發送電の全體責任に於いて各地區間の或程度の均衡の採れた開發を行い、低廉な開發費と現在の高い開發費とを平均して資產分割を行い各地區に大なる料金差を生ぜしめない樣にせらるゝか、然らされば國に於いて開發を保障すべき電源開發に國若くは電源開發融資法等を公布し未開發電源地帶に優先的開發を行はしめると同時に地區的料金差を防止する法律の公布をなし、分斷によつて生ずる不安を除去し、生產の機會均等を保障せられたいというのであります。從而之等に對する措置なき今日に於いては兩法案に反對せざるを得ないのであります。何卒本特別委員會に置かせられては、北海道の現狀と將來の重要性とを御考慮を賜はり私の主張する背後にあります。四百二十萬道民の熱望する聲を充分御斟酌下されんことを切に望む次第であります。

五月二日遂に吾々の要望通り兩法案は審議未了となつた。而し本道の要望を充すのは今後に殘されている。五月二十日から幹事一人宛を四地區から上京せしめて臨時國會に提案さるゝ兩法案の改正點を審議し、六月八日から四地區委員が東京に集會してこの問題の最後的努力をすることゝなつている。北海道としては公述の內容にもある通り電源開發公團法か電源開發融資法案の提案を求め、戰後極めて困難な狀態に於かれた電力問題の基本的な見通しをつけなければならないと同時に料金差に於いても現在及將來の不公正を根本的に修正し得る道を樹てなければならない。不幸にしてこの問題が解決つけざる時は、綜合開發も机上の空論に終るに至るかも知なれい。電源なき所に產業の發展は望み得られないからである。

道民各位の强い關心を要望すると同時に各地區代議士諸君にも道の將來のためもつと積極的努力をせらるゝ樣鞭韃して頂きたい。

▲議員の動静

期間	用務	氏名
四月十一日より十七日間	道議會事務打合のため（東京都、舞鶴市、神戸市）	副議長鈴木源重
四月十三日より二十三日間	道議會事務打合のため（東京都、鹿兒島市）	議長坂東秀太郎
四月十三日より二日間	曹達工場創立用務のため（苫小牧市、室蘭市、及日高支廳管内）	議員徳中祐滿
四月十四日より十七日間	府縣土木事業視察のため（東京都、千葉、山口、鹿兒島、高知、静岡、熊本、長崎、大分、京都、大阪、埼玉、神奈川、各府縣）	議員福島利雄 〃 吉野恒三郎 〃 佐々木利雄 〃 宮坂壽美雄
四月十四日より三日間	曹達工場創立用務のため（旭川市及び空知支廳管内）	議員齋藤藤吉
四月十五日より十四日間	引揚状況視察のため（東京都舞鶴市）	議員窪田長松
四月十六日より十四日間	綜合開發用務打合のため（東京都）	議員岩本政一 〃 林謙二 〃 後藤三男八 〃 三澤正男
四月十八日より十四日間	水產用務打合のため（東京都）	議員村山喜作 〃 松平武一 〃 中牧保 〃 時田政次郎
四月二十日より十四日間	府縣醫療保健施設視察及び衞生事務打合のため（東京都、大阪市、京都市）	議員小川吉雄 〃 田中嚴
四月三十一日より十六日間	府縣商工事情視察のため（東京都、大阪、神戸、長崎、熊本、石川、富山各府縣）	議員吉田豊吉
四月三十日より十四日間	府縣林業事情視察のため（東京都、岐阜、鹿兒島、大分、松山各市）	議員宮津恂太郎 〃 坂東浩 〃 青木武一

資料

▲地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法

地方税法及び地方財政平衡交付金法案が審議中その他のため、地方團體は年度當初において豫定の收入を得られなく財政經理に支障をきたしているので政府は地方財政平衡交付金法案が制定施行せられるまでの間の暫定措置として、國の豫算に計上されている地方財政平衡交付金の一部をこの四月中に地方團體にその必要な財政資金に充るため、概算交付する必要があると認め、つぎの法案を國會に提出中のところ四月二十七日に可決され法律第一一二號をもつて即日公布された。

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法

（地方財政平衡交付金の一部の概算交付）

第一條　國は、この法律の定めるところに依り地方財政平衡交付金制度に關する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として、昭和二十五年四月中において、その豫算に計上された地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）の一部を道府縣の市町村（以下「地方團體」という。）に對して概算交付することができる。

2　都は、道府縣に對する交付金の交付に關しては、その全區域を道府縣とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、その特別區の存する區域を市町村とみなす。

3　この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

（概算交付額）

第二條　前條第一項により地方團體に概算交付することのできる額は、それぞれ左の各號に掲げる額とする。

一　道府縣　百十九億圓

二　市町村　八十一億圓

（交付金の額の算定期日）

第三條　各地方團體に概算交付すべき交付金の額は、昭和二十五年四月一日現在により、算定する。

（廢置分合又は境界變更の場合の交付金の措置）

第四條　前條の期日後において、地方團體の廢置分合又は境界變更があつた場合における當該地方團體に對する交付金の措置については左の各號の定めるところによる。

一　廢置分合により一の地方團體の區域がそのまゝ他の地方團體の區域となつたときは當該廢置分合の期日後は、當該廢置分合前の地方團體に對して交付すべきであつた交付金額は、當該地方團體の區域が新たに屬することゝなつた地方團體に交付する。

二　廢置分合に因り一の地方團體の區域が分割されたとき又は境界變更があつたときは當該廢置分合又は境界變更の期日後は、當該廢置分合又は境界變更前の地方團體に對し交付すべきであつた交付金の額は、總理府令で定めるところにより、廢置分合若しくは境界變更に係る區域又は境界變更に係る區域を除いた當該地方團體の區域を基礎とする獨立の地方團體がそれぞれ昭和二十五年四月一日に存在したものと假定した場合において、これらの地方團體に對し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、當該あん分した額を廢置分合若しくは境界變更に係る區域が屬することとなつた地方團體又は境界變更に係る區域が屬していた地方團體に對し、それぞれ交付する。

（交付金の額の算定）

第五條　各地方團體に對して交付すべき交付金の額は、道府縣にあつては、昭和二十四年度において當該道府縣が受けた地方配付稅の額（第五種配付額を除く。）並びに國庫負擔金及び國庫補助金（內閣總理大臣が定める種類に限る。）の合算額を、市町村にあつては、昭和二十四年度において當該市町村が受けた地方配付稅の額（特別配付稅を除く。）を基準として、それぞれ算定する。但し、昭和二十五年度における地方稅の收入見込額の狀況に因り特に必要があると認められる地方團體については、これに對して交付すべき交付金の額を地方稅制の改正に伴う地方稅收入見込額の變化に見合うように增減することができる。

（地方財政平衡交付金制度に關する法律との關係）

第六條　この法律の規定によつて交付した交付金は、地方財政平衡交付金制度に關する法律が制定施行された後においては、その法律の規定により交付すべき地方財政平衡交付金の一部となるものとする。

（交付金の還付）

第七條　地方財政平衡交付金制度に關する法律が制定施行された後昭和二十五年度分として各地方團體に交付すべき交付金の額が決定された場合において、この法律の規定により既に交付した交付金の額がその決定額をこえる地方團體があるときは、その地方團體は、その超過額を、遲滯なく、國に還付しなければならない。

附　則

1　この法律は公布の日から施行する。

2　地方配付稅法（昭和二十三年法律第百十一號及び義務教育費國庫負擔法（昭和十五年法律第二十二號）の規定は、昭和二十五年度においては、地方財政平衡交付金制度に關する法律が制定施行されるまでの間は適用しない

理　由

地方財政平衡交付金制度に關する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として、昭和二十五年四月中において地方團體に對し、必要な財政資金に充てるため、國の豫算に計上された地方財政平衡交付金の一部を概算交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十四年度道税徴収状況調

（三月末現在）

項目	調定済額	収入済額	収入未済額	不納欠損額
独立税	三、九三四、三二八、七四七、〇三	二、四四七、〇二七、三六九、三六	一、四八七、三〇〇、九七二、三七	三七八、三〇
道民税	五九一、一三三、六七八、〇五	四〇五、二四八、一二九、八七	一八五、八八四、五五八、一八	
地租	九一、七六〇、九六六、〇六	七七、六九五、三〇一、一一	一四、〇六五、二六四、九五	
家屋税	一三三、六六三、三三八、九二	一二、三〇八、七一九、三三	二一、三四四、五〇九、六九	
事業税	一、〇八三、九〇五、七四八、四〇	六二七、二二〇、三三七、三四	四五六、六九五、四二一、〇八	
法人	一五九、四五九、二八一、九〇	五一、〇八八、六四二、六八	一〇八、三七〇、六三九、三三	
第一種	六八四、三二八、九九一、六四	四一四、七七一、〇五五、八九	二六九、五四三、六四五、七五	
第二種	二四〇、二一七、四七四、八六	一六一、三五〇、六三八、七七	七八、七八一、一三六、〇九	
特別所得税	三四、四七四、八二一、〇〇	二六、五一九、三八七、〇〇	七、九五五、四二四、〇〇	
鑛産税	九一、四二四、七六九、九六	五三、二二四、四八一、一五	三八、一五〇、二六八、二二	
入場税	二九七、八三六、九六五、三七	三二九、二八八、四三三、八二	六八、五四八、五四一、五五	
酒消費税	一八二、四七六、七二一、六六	一五八、二九六、五四二、五二	二四、一六〇、二二九、一四	
電氣ガス税	七六、六六三、七三六、四四	六六、二五三、一八〇、八二	一〇、四二一、五五五、六三	
鑛區税	九六、一四六、六五八、九六	二九、二六四、七九五、三九	六六、八八一、八六三、五七	
船舶税	一一、四一八、〇六九、六五	四、七三八、六四八、〇〇	六、六八九、四二一、六五	
自動車税	四九、八三九、一七九、五二	三〇、二〇〇、三三五、三二	一九、六三八、八五四、一〇	
軌道税	五六二、一〇三、〇〇	五四六、九八二、〇〇	一五、一二一、〇〇	
電話加入權税	四三、〇八五、九一八、六〇	三七、一四二、三〇六、四〇	五、九四三、一二〇	
電柱税	一〇、二四八、七九八、三〇	九、九九九、七七五、〇〇	二四九、〇三三、三〇	
不動産取得税	五三七、六二一、七七〇、〇五	二一〇、八三三、〇四八、〇三	三二六、七七八、六二七、六二	
木材引取税	一八三、〇九〇、三八一、九五	九五、九九一、九四九、四五	八七、四五八、四三二、五〇	九四、四〇
漁業權税	七、一七二、八〇三、三〇	四、二七七、〇二一、三〇	二、八九五、四九八、一〇	二八三、九〇
狩獵者税	六、〇三六、〇八七、七〇	五、四九五、五八五、〇〇	五四〇、五〇二、七〇	
遊興飲食税	二五三、二〇九、七六八、六二	一六四、〇〇一、三三、三三	八九、二〇八、四五五、三〇	
入湯税	五、六三三、六四一、四〇	六、三〇二、六六〇、六〇	△ 六六九、〇一九、二〇	
原動機税	二、二三七、七五〇、五〇	二、〇四〇、八七九、三〇	一九六、八七一、二〇	
家畜税	三三、五九四、〇〇八、〇五	三〇、八三五、二二九、〇〇	二、七五八、八七九、〇五	

目的			
建物改修税	三六、八三六、六九二、三〇	一一、三四七、〇一七、九〇	一五、五八九、六七四、三〇
餘裕住宅税	一六、九四〇、〇七三、八〇	一四、三四三、〇一八、一〇	二、五九七、一五四、六〇
貸席利用税	八一四、一八九、六八	五五五、五三三、一五	二五八、六五六、五三
營業税	五五、九三五、八三八、三〇	三〇、〇一四、四三四、五三	三五、九二一、三九三、六八
藝妓税	八、五八〇、七〇	七七五、〇〇	七、八〇五、七〇
家畜移出税	六七五、二〇〇、九〇	八六、五八六、〇〇	五八、六一四、九〇
漁業税	六〇、八五四、二〇	三、八四〇、四〇	五七、〇二三、八〇
木材取引税	九、八八〇、〇三二、九〇	三、四三一、八七九、六四	六、四五八、一四三、二六
地租割	七五、六一三、一九五、三八	四六八、九三五、〇二四、七〇	二六、九八八、一八〇、一八
家屋税割	五、一〇七、八〇七、七〇	四、二九六、三三八、九七	八一一、四六八、七三
事業税割	七、五五三、七四一、七一	六、三一七、四六五、八六	一、三三六、二七五、八五
特別所得税割	五九、七五八、九六二、四五	三五、八二一、四五三、三九	三三、九三七、五四〇、〇六
營業税割	二、〇三五、七八八、〇〇	一、五六六、〇〇一、六〇	四六九、七八六、四〇
獨立税割	一、一一五、七二八、五二	六〇、七三八、七八	五一四、九九九、二四
	四、一三七、〇〇	三三、〇一七、一〇	一八、一一九、九〇
地方分與税	一、九四四、一五六、〇〇〇、〇〇	一、九四四、一五六、〇〇〇、〇〇	〇
還付税	六四五、〇〇〇、〇〇	六四五、〇〇〇、〇〇	〇
舊法による税收入	四、八五四、八五二、五九	一、四七四、三七五、五三	三、三七六、六三六、六七
地租付加税	八、九六三、二〇	七七、二〇	八、一八六、〇〇
家屋税附加税	一七、九五四、二六	二四八、〇〇	一七、七〇六、二六
營業税同鑛區税同	四、六四一、五〇八、八四	一、四四〇、九三八、七八	三、一〇〇、四五六、〇六
段別税	一五一、八八〇、五六	二、六三八、五〇	一三六、五〇五、六六
都市計畫税	一、〇三三、五五	一〇〇、五〇	九三三、〇五
	三三、五三三、一八	二〇、六七二、五四	二、八四九、六四
	五、九五九、七九五、〇〇	四、四四一、九二七、七六、六八	一、五一七、六六五、七七九、二三
			四、三二九、一〇

昭和二十四年度三月末道税收入狀況調

廳別	區別	調定済額	收入済額	收入未済額	收入歩合	摘要
石狩		五九九、一〇二、一二〇、〇六	四一九、六九九、八八三、九七	一七九、五〇二、三八六、〇九	七〇・〇	
渡島		四七一、〇七七、二二二、三四	二六一、一八一、五五四、九三	二〇九、八九五、六五七、四一	五五・四	
檜山		四九、五二六、六七四、六二	三二、六四九、三二二、五七	一六、八七七、三六二、〇五	六五・〇	
後志		三九〇、〇六九、八九九、八三	二四七、〇九四、四二八、五三	一四二、九九五、四八一、三〇	六三・三	
空知		五九三、九一〇、三四七、七〇	三六一、〇九三、一〇七、六六	二三三、八一七、一一七、〇四	六〇・八	
上川		四一六、一〇九、〇二五、八六	二五九、六七八、九一〇、一三	一五六、五三〇、一一五、七三	六二・四	
留萌		一二二、九三九、四七七、〇五	五七、五〇八、二五七、九九	五五、四三一、二一九、〇六	五〇・九	
宗谷		一二一、三一二、八〇八、九四	七五、二〇〇、九六六、七三	四六、一一〇、八四二、二二	六一・九	
網走		三四五、〇三四、一五一、三二	三三六、〇八一、三三六、一三	一一八、九五三、九一五、一〇	六五・五	
膽振		二三一、八〇八、二六七、四九	一四二、八二四、三〇六、八二	八八、七八三、九八〇、六七	六一・六	
日高		七九、〇四一、四一二、九三	四五、五四一、七五七、〇三	三三、五二九、六五五、九〇	五七・五	
十勝		二七九、二四五、一五七、七一	一五八、七九八、三〇五、九二	一二〇、四四六、八五一、七九	五六・八	
釧路		二一五、六七〇、五四九、七二	一三三、六九七、三五三、四六	八一、九七三、一九六、二六	六一・九	
根室		五二、八三一、〇五五、三五	三一、七一三、七八四、〇九	二一、一一四、〇一二、〇六	六〇・〇	缺損 四、三九、二〇
計		三、九五七、七二八、三七七、九二	二、四五二、七六三、三五六、〇五	一、五〇四、九六〇、七九二、六七	六一・九	
税務課		五七、〇六八、四一七、〇八	四四、三八三、四三〇、五三	一三、七〇四、九八六、五五	七七・七	
合計		四、〇一四、七九六、七九五、〇〇	二、四九七、一二六、七八六、五八	一、五一七、六六五、七七九、一二	六二・二	
國税還付税		一、九四四、一五六、〇〇〇、〇〇	一、九四四、一五六、〇〇〇、〇〇	〇	一〇〇	
		六四五、〇〇〇、〇〇	六四五、〇〇〇、〇〇	〇	一〇〇	
總計		五、九五九、五九七、七九五、〇〇	四、四四一、九二七、七八六、五八	一、五一七、六六五、七七九、一二	七四、五	

昭和二十五年度豫算現計調

一般會計　歳入の部

科目	當初豫算額	#追加(一一九一)	#追加(一〇七一一)	#追加(一一四一一)	#追加(一三二一一)	#追加(一三八一五)	總額に對する割合	計(現在豫算額)
道税	三、四四一、〇〇三、九〇〇円						二八・五四%	三、四四一、〇〇三、九〇〇円
公益企業及財産收入	一二三、九五、八〇〇						一・二三	一四七、四九五、八〇〇
分擔金及負擔金	一七五、〇三五、九〇〇						一・四五	一七五、〇三五、九〇〇
使用料及手數料	三九六、三四九、九〇〇	五、六〇五、一〇〇					三・三四	四〇二、七〇〇、〇〇〇
寄附金	四六、四三三、〇〇〇						〇・四九	五九、五八一、四〇〇
繰入金	二四、七七〇、七〇〇		一、一三、一四八、四〇〇				〇・二二	二四、七七〇、七〇〇
繰越金	一〇〇、〇〇〇						〇・八七	一〇〇、〇〇〇
雜收入	三九七、七四六、九〇〇	六六、三五七、六〇〇					三・四二	四〇二、五七二、四〇〇
道債	七八〇、〇〇〇、〇〇〇		五、一五九、一〇〇	三八、一八六、〇〇〇		九、六六六、四〇〇	六・四七	七八〇、〇〇〇、〇〇〇
純道負擔税計	五、三七五、四八一、一〇〇	八五、一一一、一〇〇	七、六五九、一〇〇	三八、一八六、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三六六、四〇〇	四六・〇一	五、五四七、八〇三、七〇〇
地方配付税	一、九三二、一三五、〇〇〇						一六・〇三	一、九三二、一三五、〇〇〇
國庫支出金	四、三〇七、四七一、六〇〇	五一、一六八、〇〇〇	二一九、三〇七、三〇〇				三七・九七	四、五七七、九四六、九〇〇
純國庫負擔計	六、二三九、六〇六、六〇〇	五一、一六八、〇〇〇	二一九、三〇七、三〇〇				五三・九九	六、五一〇、〇〇八、九〇〇
歳入計	一一、六一五、〇八七、七〇〇	一三六、二七九、一〇〇	三一六、九六六、四〇〇	三八一、八六、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三六六、四〇〇	一〇〇、〇〇	一二、〇三七、八八五、六〇〇

一般會計　歳出の部

科目	當初豫算額	#追加(一一九一)	#追加(一〇七一一)	#追加(一一四一一)	#追加(一三二一一)	#追加(一三八一五)	總額に對する割合	計(現在豫算額)
議會費	八七、〇〇七、五〇〇円						〇・九九%	一一九、三〇三、五〇〇円
道廳費	一、〇〇二、二六、七〇〇	六、二六二、九〇〇					八・三六	一、〇〇八、四七六、六〇〇
警察消防費	一六、四七四、七〇〇						〇・一四	一六、四七四、七〇〇
土木費	九五、八、四六四、一〇〇		二〇七、〇〇〇、〇〇〇				九・六七	一、一六五、四六四、一〇〇
教育費	三、九五四、四三四、五〇〇	七六、六六六、一〇〇					三三・四三	四、〇三一、一〇〇、七〇〇
社會及勞働施設費	一、二六四、〇三八、六〇〇						一〇・四八	一、二六四、〇三八、六〇〇

保健衛生費	五三、八四三、五〇〇						四・三八	五三、〇六七、五〇〇
産業經濟費	二、七九二、三六八、三〇〇			一八、二六二、七〇〇	四、三五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	三二・六五	二、八五一、九六七、四〇〇
財産費	二〇四、三五八、五〇〇		三、三五〇、〇〇〇				一・七二	二〇七、六〇八、五〇〇
統計調査費	七三、三六八、九〇〇						〇・六二	七三、三六八、九〇〇
選擧費	二〇、四七六、一〇〇		五〇、〇〇〇、〇〇〇				〇・五九	七〇、四七六・一〇〇
公債費	三三二、六一四、一〇〇			一、九〇四・七〇〇			一・九四	三三四、三一七、九〇〇
諸支出金	四三三、五八三、〇〇〇				一、六六五、〇〇〇		三・六〇	四三、四二八、〇〇〇
豫備費	五三、〇〇〇、〇〇〇						〇・四四	五三、〇〇〇、〇〇〇
歳出計	二、六一五、〇八七、七〇〇	一三六、二七九、一〇〇	三三六、九六六、四〇〇	三八、一八六、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三六六、四〇〇	一〇〇・〇〇	三、〇五七、八五六、九〇〇

附錄

▲請願

第一回定例道議會に於て各常任委員會に付託した請願は次のとおりである

付託委員會	請願番號	件名	請願者
土木	請願第一二七號	尿無川明渠排水掘鑿の件	標津村長 尾崎勇
經濟	同第一二八號	アメリカ農業狀況調査團派遣の件	北海道指導農業協同組合連合會長 松本六太郎
土木	同第一二九號	町村道忠類中當綠間道路を準地方費道に編かの件	忠類村長 遠藤清作
同	同第一三〇號	當綠川改修、工事施行の件	同
水産	同第一三一號	厚岸港灣内岩礁爆破に關する件	厚岸町長 土岐紀文
土木	同第一三二號	土地改良事業施行の件	忠類村長 遠藤清作
經濟	同第一三三號	農産漁村有線ラジオ共同聽取並びに有線放送施設に對する道費助成の件	北海道指導農業協同組合連合會長 松本六太郎

第一回定例道議會で採擇に決した請願は次のとおりである。

付託委員會	請願番號	件名	請願者
土木	同第一三四號	網走市鱒浦に船入澗築設の件	網走市長 吉田榮吉 外一名
民生	同第一三五號	民生委員活動の實費に對し道費補助の件	全道民生委員代表
土木	同第一三六號	士幌新橋架設の件	士幌村長 吉田市太郎
同	同第一三七號	町村道山部街道補修工事に對し補助の件	富良野町長 古東久平
同	同第一三八號	富良野町落合橋復舊工事に對し補助の件	同

第一回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者
請願第一一七號	中川村字共和に道立保健診療所設置の件	中川村長 齋藤吉平
同 第一三三號	農山漁村有線ラジオ共同聽取並びに有線放送施設に對する道費助成の件	北海道指導農業協同組合連合會長 松本六太郎

請願番號	件名	請願者
請願第一二八號	アメリカ農業狀況調査團派遣の件（理由請願の趣旨不明確である。）	北海道指導農業協同組合連合會々長松本六太郎

▲陳情

第一回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

付託委員會	陳情番號	件名	陳情者
經濟	陳情第七六號	炭酸カルシユウム石灰製造工場設備に對し道費助成の件	上常呂石灰鑛業所經營者 西堀重治

同	同	件名	陳情者
土木	同第七七號	北海道農業用石灰購入補助規則一部改正要望の件	北海道拓農公社社長 尾道應一
勞働及建築	同第七八號	大樹漁港築設工事施行の件	大樹村長 高橋新市
	同第七九號	失業者の生活安定に關する件	千歳自由勞働者組合代表者 鬼澤春雄

第一回定例道議會で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件名	陳情者
陳情第七六號	炭酸カルシユウム石灰製造工場設備に對し道費助成の件	上常呂石灰鑛業所經營者 西堀重治

◎新購入圖書紹介

圖書名	著譯者
六法全書	末川博
職務給の理論と實務	瀧本忠雄
漁業制度の改革	水産廳・經濟課
アメリカの稅務會計	向井梅次
第二次大戰回顧録(三)	ウインストン・チヤーチル
技術、資源、經濟	大來佐武郎
家族形態と農業の發達	古島敏雄
ドイツ共産黨史	猪木正道
中國の革命思想	小島祐馬
フランス革命夜話	小牧近江
自由の鐘は世界に鳴り渡る	ラジオプレス通信社
世界を再造する	ツランク・ブソクマン
輸出入品の知識	中村耀
進む農村と新しい農業經營	小森健治
ドッジ・ライン	鈴木武雄
日本農業技術史	古島敏雄
中小商工業の苦境打開策	豊田雅孝
工業標準化と品質管理	宮本武藏（九卷）
ソ連と極東上	原子の話
米國産業界の五人男	公企業
公務員の政治活動	解説改正稅法
資産再評價の解説と實際	ダイヤモンド産業全書製麻
同	畜産加工
同	ソーダ
工業標準化法の解説	工業統計表 上卷 下卷
	商工省調査統計局
技術白書	通商産業大臣官房調査統計部
大學生の讀書	工業技術廳
牧歌	淡野安太郎
雲の旅	堀辰雄
希臘にて	片山敏彦
	竹山道雄
伊藤俊雄	宗方姉妹
吉川英治	宗教は人類を救い得るか
D・J・ダーリン	日本とアメリカ
奥田毅	大戰の解剖
中正夫	勞働法入門
山城章	法學入門
淺井清	行政法大意
塚田十一郎	世間と人間
大藏省主務局理財局編	新聞の常識
森周一	イギリス資本と東洋
中江利郎	地方自治條例集
山田清	
宮本惇	
大佛次郎	
曉島敏	
南原繁	
萩原徹	
吾妻光俊	
尾高朝雄	
田中二郎	
三淵忠彦	
和田伊都史	
松田智雄	
地方自治廳行政課編	

昭和二十五年五月二十日發行
北海道議會時報　第二卷第五號
編集　北海道議會事務局調査課
發行　北海道議會事務局
電話　一、八二〇番